
平成19年第4回(12月)南丹市議会定例会会議録(第3日)

平成19年12月11日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成19年12月11日 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(25名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日 出 夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 西 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 八 木 眞
23番 谷 義 治	24番 吉 田 繁 治	25番 村 田 正 夫
26番 高 橋 芳 治		

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	主 事	井 上 美 由 紀

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	塩 貝 悟
企画管理部長	松 田 清 孝	市 民 部 長	草 木 太 久 実

福祉部長	永塚則昭	農林商工部長	西岡克己
土木建築部長	山内明	上下水道部長	井上修男
教育次長	東野裕和	会計管理者	永口茂治

午前10時00分開議

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより12月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

それでは、ただちに日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（高橋 芳治君） 日程第1「一般質問」を行います。

4番、森為次議員の発言を許します。

○議員（4番 森 為次君） 皆さん、おはようございます。早朝よりたいへんご苦勞さ
んでございます。

それでは議長のお許しが出ましたので、議席番号4番、丹政クラブ、森でございます。

まず市長には行革、そして、組織再編と3年目の新しいまちづくりに向かって邁進されていることを心より私達も応援したいと思います。そして、皆さんにもお世話になりますが、よろしく願います。

それでは、障害者福祉、そしてスポーツ文化の振興という2点について、お伺いをいたします。

まず、障害者福祉、児童デイサービス事業つくし園の移転についてお伺いをします。

つくし園は現在、施設として抱えている課題が多くあります。この件に関しましては、平成18年6月の定例議会におきまして、片山前市議員が質問したわけですが、早急な移転が必要と認識し、再度、私の方から質問させていただきます。つくし園には現在、デイサービスで23名、平成18年の時点では18名でございました。日中一時支援が9名登録し、通園されています。昭和48年から長生園の2階を借用し、療養支援施設として京丹波エリアも対象とした施設として、これまで大きな役割を果たしてきました。そのなかで今日、自閉症やその傾向がある特別支援教育が必要な子どもたちが年々増加をしていると言われるなかで、関係する保護者のつくし園に対する期待がますます高まっております。しかし、その施設でございますが極めて狭く、2階のために通園者の移動や安全確保、そして障害によって飛び出し等の、あってはならないんですが災害時など、常勤が2人、あと2人が非常勤であります。23名に対し、4人で対応しておるわけでありまして。国の

規定では10人に対して2人ですので対応はできておると思いますが、災害時などは私たちが飛んでいっても間に合わないというような不安な面ばかりであります。訪問のたびに痛感をさせられます。また、通園者の癒しの場として、自然、地域との関わりができなく、保護者の相談場所もイメージ的に悪く、対応ができない状況であります。市長も平成18年6月の定例議会におきまして、状況は十分把握しているし、委託している社会福祉協議会や関係団体等、現在、協議中で子どもたちが充実した療養が受けられるよう早急な対応を考えたいと答弁されました。先日の決算委員会での厚生分科会におきましても、移転を検討中であるとたいへん喜ばしい取り組みを聞かせていただきました。また、12月の7日の京都新聞の記事であります。障害者施設、そして、フォローするのは地域の支援が不可欠であるというような記事も載っております。今後、移転先との話し合いや理解を求める必要があると思いますが、ぜひ実現させてください。関係者及び通園者の長年の希望の光を叶えてください。この園の卒園者もそれを望んでおります。また、移転に伴い、施設も南丹地域の福祉・教育・医療の連携をとり、早期の療育指導の専門センターとして、また、今までであれば相談にも来れない保護者、認めたくない保護者の相談窓口として診断後のフォローと心の拠り所の場所として、将来的な運営ができる施設として、福祉という大きな柱をもつ南丹市の支援のときが来たと思います。市長の見解と具体的な計画をお伺いします。

続きまして、スポーツ文化の振興についてお伺いをします。この件に関しては、市長、教育長とも質問毎に重要性を認識され、市民の心の豊かさを生み、健康で活力や活性化、そして、青少年の健全育成など、すべての源であると、まちづくりの大事な柱と位置づけられています。総合振興計画におきましても第1章で、障害充実して暮らせる都市をつくるという、一番最初に目標を掲げておられます。その実施計画についてお伺いをします。

まず、スポーツの部門です。競技スポーツでは、現在、南丹市体育協会の加盟団体として、市の施設を最大限に活用して技術の向上、普及、育成にと励んでおります。今年の府民総体におきましても駅伝競走を残しておるわけですが、例年にない好成績を上げ、南丹市を明るいイメージに持ち上げるニュースを伝えてくれました。地域スポーツでは各町ごとに地域スポーツ団体、行政と連携し、生涯スポーツ、軽スポーツまで親睦・交流・健康づくりと、それぞれの目的に合わせ活動をしております。そして、体育指導員が支援・普及のために巡回指導にあたり、多くの参加者がスポーツを楽しんでいます。また、スポーツ少年団も27団体が加盟し、全小学生の約5割、700名が登録し指導員の教えの下、技術だけでなく徳育の面でも成長が伺えます。そして、メジャー選手、各団体による教室を開催し多くの参加をいただき、保護者ともどもまちの元気の基になっているのが現状であります。

続き文化面ですが、今まで養った技能・趣味を生かし、仕事帰りなど明日への活力のため、年齢を問わず、公民館などで活動をし、先日の文化祭で多くの参加者を得、活動を発表したところであります。これらの活動はすべて市内の公の施設を有効利用し、設備・備

品につきましても公共物という大事に使わなければならない、また、運営協力もしなければならぬという観点の中で行政、そして、使用者とも頑張っているところでもあります。しかし、施設状況、整備、照明、床、雨漏り、器具、安全対策など施設の高齢化に伴い、修繕、修繕の繰り返しであります。特に、園部公民館におきましては事業でホールにクーラーを使用すると、ほかの部室でクーラーが使用できないというような状況もあります。そして、調理室のお湯が出ない、成人式などの式典で華やかに飾られた着物の女性が、参加が多く見られますが、席が窮屈すぎて式典に行くのが疲れるというような声も聞きます。また、音響等技能者が、常に応対できる事業を行う者が早急にプロの対応ができない状況であります。外観も先日であります、屋根のしゃちほこが落ちる寸前までいきました。これが下に落ちれば通行人の皆さんにけがを与えるような事態も発生しております。現在はしゃちほこは取りまして、下に置いております。安全面での不安があるなど、築30年の間に目に見えた傷がたくさん発生しております。また、職員も時間を問わずサークルの活動の支援をしております。利用者の責務として応援はしておりますが、限界にきているような状況であります。一つ対策として、今、スポーツでは八木、そして日吉とNPO法人化にして協力しておりますが、ほかの地区も法人化については検討中であります。そして、今後ますます増えるスポーツ人口、高齢者の健康志向、障害者のスポーツへの参加、誘致企業のソフト面の支援、学生の使用など増える要素がたくさんあります。市として充実した対応が必要になってきているのではないかと思います。そこで市長にお伺いします。前回、施設白書を作成し、優先順位をつけ修繕整備計画を、というお話がありましたけれども、そろそろ将来の具体的な実施計画、例えば中央公民館、そして、総合スポーツの総合施設の策定が必要でその時期にきていると考えます。市民の協働に繋がるようなお答えとして、夢と希望を与える答弁をお願いしたいと思います。

そしてもう1点、文化面であります、伝統文化の行事の継続につきまして、見解をお伺いしたいと思います。

この件につきましても、今、直営と実行委員会的な形の中で継続を行っております。その中で補助金等の対応をしていただき、今は続けておりますが、市民のたくさんの参加のできる事業と、そして、市民が参加してもらっただけの事業と区別をしながら、文化行事を見ていただきたいと思っております。

以上の観点につきましても、市長並びに教育長の見解をお伺いし、第1回目の一般質問を終らせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。

それでは森為次議員のご質問に、お答えをいたします。

つくし園の件につきましても、ご質問がございました。

ご質問の中でもございましたようにつくし園、現在、行っております療育事業につつま

しては長生園の診療所の2階を借用し、市が社会福祉協議会に委託、そして、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスセンターの指定を受けて、事業を実施いただいております。以前より船井6町で行っており、現在も南丹市、そして、京丹波町で共同で運営をしておられるという形になっておられるわけでございますけれども、ご指摘のいただいておりますように施設としての課題、私もたいへん大きな課題であるというふうな認識をいたしておられるわけでございます。こういったなかで、やっぱり2階ということになりますもので移動の困難、また、先ほどもありました災害時での対応や、また、バリアフリー、そして、療育環境につきましても大きな課題があるというふうに認識をいたしておられるわけでございます。これも平成18年、昨年4月に障害者自立支援法の施行によりまして、組織的にも変更がございました。こういうことも受けまして、関係の皆さま方と、また、運営委員会の皆さま方を含めまして、今後の療育事業につきまして検討を重ねていただいております。療育内容につきましても専門職種の配置、また、発達支援法の施行による軽度発達支援等の療育内容の充実が求められておられることも事実でございます。私自身もこれらのことから相談、早期支援、また、療育を一貫して支援できる発達支援センター的な施設整備の具体的な検討を早期に進めていきたいと、また、今、取り組んでおられる内容を具現化していきたい、いうふうに考えておられるわけでございます。今日までの京丹波町さんとの経緯もございますし、また、今後の移転先につきましても十分ご理解をいただくなかで早期に進めていきたいと、現在のところこのように考えておられるわけですので、どうぞ、ご理解を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます次第でございます。

次に、スポーツ・文化振興につきましてのご質問がございました。

先ほどらいご披露いただきましたが、競技スポーツ、また地域スポーツ、市民スポーツの振興につきまして、体育協会さんや、また、競技団体の皆さん方にたいへんお世話になっておりますこと、また文化祭、各旧町単位でそれぞれ行っていただいております、この事業につきましても、文化協会さんや、また、各サークルや市民の皆さん方、たいへんご尽力を賜っており、盛大に実施いただいておりますこと、たいへん嬉しく存じております。また、市民の誰もが生涯にわたってスポーツや文化活動に親しめる環境の充実、このことによって健康で潤いのあるまちづくりがつながるものと、たいへんこれは重要な観点だというふうに承知をいたしておられるわけでございます。また、子どもたちにとりましても、このスポーツや文化活動を通じまして、将来にわたる土台が形成されるものというふうに考えておりますし、スポーツや文化の振興というのはまちの振興にとりまして、たいへん大きな要因であるというふうに考えておられるわけでございます。その施設の関係につきましてのご質問がございました。長年にわたりまして使用されておる、先ほどは、ご紹介がございました園部の公民館の話がありまして、その現状というのも私も認識をいたしております。また、市内各地においてもそれぞれ老朽化し、また、修繕の必要な部分というのは多々あるということも認識をいたしておられるわけでございます。こういったなかで今日

までもそうでございますけれども、それぞれ体育協会の皆さん方や利用者の皆さん、そして、文化協会の皆さま方のご協力や、また、ご尽力を賜るなかで、健全な運営をさせていただいておるんですけれども、施設の老朽化、たいへん多くの部分がございますもので、今後、逐次その実施をしていきたいというふうに考えておるところでございますが、財政的な問題もあり、この改善計画の樹立に、今、苦慮いたしておるのが実際でございます。そういったなかで、やはり公の施設を、やはり有効に活用するということはたいへん重要な要素でもございます。この辺につきましても努力をしていかなければならないと考えておりますし、ご質問の中にもございましたように旧美山町、旧八木町におきましての体育施設は昨年から指定管理委託をさせていただいておりますし、こういったなかでの運営についても、今後、他の施設につきましても検討をしていかなければならない、このように考えておるところでございます。いずれにいたしましてもスポーツ、そして、文化活動の推進というのはたいへん重要な要素であるという認識をいたしておるなかで、今後とも積極的な取り組みに心がけたい、このように考えておるところでございます。

また、伝統文化行事、これはまさに地域が誇れるまちづくり、こういったなかでそれぞれの市民の皆さん方がご尽力を賜っており、長年にわたる伝統文化を継承、また、発展させていただいておるというなかで、今、地域力ということがたいへん重視されております。こういったなかでたいへん様々な課題はあるわけなんです、継承・発展できるように市としても努力をしていきたいと、このように考えておりますので、今後とものご理解や、またご協力を賜りますようお願いを申し上げます、答弁いたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） おはようございます。

森議員のご質問にお答えをいたします。

スポーツ並びに文化の振興に関わってでございますが、今日、生涯にわたってのスポーツや文化活動というような状況はたいへん重要な状況であり、また、健康で潤い、あるいはそれぞれ元気を出していただく源として、生活の中で有効的に時間を使いながら、毎日の生活を送っていただくというような状況についてはたいへん意義あり、また、重要なことであろうと認識をしているところでございます。それぞれ文化活動におきましては公民館活動として各種の講座事業、あるいはそれぞれの地域振興会の中で生涯学習、あるいは社会教育に位置づけながら事業を展開をされているところでありまして、それぞれ健康の維持、あるいは文化振興で多大な活動を進めていただいているところであります。また、スポーツにおきましても各種スポーツ団体をはじめとして、ご指摘のスポーツ少年の少年団の活動等、非常に活発な活動が展開をされており、それぞれお取り組みを振興していただいていることに敬意を表する次第でございます。そのなかで一定、施設管理に関わっての状況があるかこのように思っておりますが、いわゆる施設管理につきましても、指定管理者制度というような状況ということが合併以来、導入をされておるわけでありまして、

今後、こういうようなことにつきましては事業評価を行うなかで、それぞれ指定管理者制度の効果的な運用を検証しつつ、地域総合型スポーツクラブのあり方等も視野に入れながら、今後、こういう管理運営につきましては検討課題としてまいりたいとこのように考えておりますので、多様な管理運営の方法があるかと思いますが、こういう点、すなわち専門的な知識や技能をお持ちの、そういう団体にも検討をいただくようなことも大事なことであろうと、このように思いますので、多岐にわたる方法を検討して進めてまいりたいとこのように思っております。

また、文化活動におきましては伝統文化の継続というような状況で、祭礼等につきましては補助をできないものの、文化財保護、地域文化祭事業等につきましてはの支援については、十分精査を行いながら、今後、支援を継続をしていくというような状況で行ってまいりたいとこのように思います。

また文化施設、あるいは体育施設ということで老朽化に関わってでございますが、ご指摘のとおり、たいへん利用者が公共精神を発揮していただきまして、大事に使っていただいているにも関わらず、たいへん老朽化が著しいところも見られるわけであります。財政ひっ迫しているような状況の中で、実態を十分把握をさせていただきながら、順次、計画的に進めていきたいとこのように思っております。そういう意味では事業の評価、あるいは利用状況等を十分把握させていただきながら、その頻度に応じた状況で対応させていただきまして、できるだけ皆さんに気持ちのよい利用に心がけてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終了しました。

森為次議員。

○議員（4番 森 為次君） 市長、並びに教育長に答弁をいただきました。

今の2点につきまして、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、つくし園につきましては市長も十分認識をしていただきまして、通園者の安全対策等考えてもらっております。そのなかで検討、支援、早期に考えたいというお答えをいただいたわけでございますが、今のつくし園の通園者の中で、来年には、また6名の卒業生を出すわけでございますが、そのあと放課後になりまして、つくし園にも通園をします。たいへん体が大きくなり、本当に今の現状では、2階まで園児を運ぶのがたいへんな状況であります。そして、今のつくし園の長生園の中では相談する場所も1ヵ所しかなく、本当に子どもたちが安心して通える園、そして、癒しの場の園とはなっておりません。早期の対応というお答えでございましたが、できればもう少し具体的な対応をお願いしたいと思います。地域とのふれあいが一番大事ななかであります。その点をお考えいただき、障害者に光を与えるようなお答えをいただきたいと思います。

そして、園内ではありますが、先ほども言いましたけども、たいへん狭いなかで園児がたくさんの中で通園しております。今、インフルエンザが猛威をふるっております。こういうなかで園内での感染が心配になります。つくし園だけじゃなし、小学生・中学生にも

やはり予防接種の必要性があるのではないかと思います。この点は少し通告にはありませんが、園と関連すると思ひまして、質問をさせていただきます。予防接種の補助の件につきまして、お願いをいたします。

それと、もう一度つくし園の話に戻りますが、近隣では亀岡市に市の支援を受けた障害者福祉と医療の拠点となる最新施設花ノ木医療福祉センターがあります。早期医療事業が展開されていると聞きます。つくし園の園児も療養につきましては、この花ノ木医療福祉センターを利用させていただいております。整備されたあと、一気にそこまで行かないかも知れませんが、療養機能の充実と、これからどんどん増える日中一時支援事業の展開、そして、障害者自立支援法に見合った施設の展開も同時に考えていただきたいと思ひます。再度、市長に具体的なお答えをいただきたいと思ひます。

続きまして、スポーツ・文化の振興であります。市長も教育長もたいへん認識はしておられるということで喜ばしく思っております。しかし、今現在、先ほども言いましたけれども使用者の責務として、精一杯の努力をし、施設を大事に使っております。年々老朽化が激しくなり、今でも行政に言わずに自分たちで照明を替えたり、また、管理をするような状況も出ております。こういうなかで先ほど、指定管理者、総合地域スポーツという形の中でありましたけれども、こういう人たちの思いを叶えるためにも、今は行政圧迫しておりますので、その先の話で結構です。夢と希望の具体案をお答えいただきたいと思ひます。

それと、先ほど安全面で具体的な話をするのを1点抜かしましたので、併せて質問させていただきます。

平成19年に供用開始をしましたスポーツ広場、レクリエーション広場は、今、活動の場として、土曜、日曜には元気な輪が広がっております。そして、立派なトイレも新築をしていただきました。使用者一同喜んでおるところでございます。そのなかで活動中のグラウンドに、特に小桜側、保育所側でございますが、出入りが自由な場所が2ヵ所あります。これは皆さんがくつろいでいただける場所として、入り口を設けられたと思ひますが、熱中する活動の中で、事故でもあればたいへん心配になります。入り口の際じゃなしにグラウンド側に簡易のネット等、対策を検討していただきたいと思ひます。

以上、2点について、再度市長と教育長に答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、つくし園の課題、先ほどの答弁でも申しましたように、今、鋭意、検討を続けておるところでございます。とりわけ関係団体、福祉事務所、また社協さん、つくし園の皆さん方、そういったなかで京丹波町の皆さんや、それぞれ先ほどお話のございました南丹管内にあります花ノ木医療福祉センターの専門家の皆さま方とも、今、協議を続けながらより良き療養の方法、すなわちソフト面でどうやっていくのかという部分につきましても、検討を続けておるところでございます。ハード面につきましては、先ほどらい、ご指摘の

いただいておりますように、たいへんこれは大きな課題であるという認識の中で移転の方向について、鋭意、努力をいたしておるところでございます。この両面を踏まえまして、早期にやっていきたいというふうな思いでございますので、どうぞ今後、そのような展開の中でそれぞれご理解、また、ご協力を賜りますことをお願いを申し上げる次第でございます。

また、インフルエンザの予防接種の件につきましてのご質問がございましたが、これは予防接種法に基づく定期接種対象者のみが補助対象になっております。65歳以上、また、60歳以上で心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能に日常生活が制限される程度の障害を有するものなどが対象ということになっておりまして、そのほかは任意に接種という形で国の制度としてなっておるわけでございます。こういったなかで、補助制度ということが国においても積極的には行われてないという現状がございます。こういったなかで国の動向を見守りながら、対応をしていかなければならないというふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、スポーツ施設等の、いわゆる公の施設、これは当然、市民の皆さん方の財産でございますし、有効な活用、また、その修繕についても積極的に行うことにより、そのスポーツ文化の振興を図るといえるのは、大きな責務であるというふうな認識をいたしております。ご質問の中でも、今、たいへん厳しい財政状況の中でというふうなご質問をいただきましたが、そのこともふまえながらも努力をしていきたい、このように考えておりますのでご理解を賜りますように、よろしくをお願いを申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 施設に関わってでございますが、一定、その教育委員会が所管するスポーツ施設、あるいは文化施設に関わって、非常に多くを有しているわけでございますが、その利用状況を鑑みたときに、一定、いわゆるばらつきがあるのではないかなどこのように思います。いわゆる集中して利用頻度の非常に高い所と、もう少し利用をしていただいてもいいのではないかなというような状況と、それぞれの施設の利用頻度につきましては、一定、その頻度の状況というのが大きく違ってきているような状況があります。そういうなかでご指摘の状況というのは、非常に中央で集中して利用頻度の高い施設と、しかも老朽化が進んでいるというような状況での懸念の中から出ている状況ではないかな、そういう意味合いでは先に申しましたように、やはり老朽化が著しい所には早急に修理をさせていただきながら、気持ちのよい状況でご利用いただくということが大事でないかな、そういう意味においては早急に、計画的な状況で対応させていただきたいとこのように思います。

また、文化スポーツ活動の活発化、あるいはたいへんな振興が進むにつきまして、それぞれの人口が多くなって、それぞれの施設の状況が賑わってくるというような状況が考えら

れるわけではありますが、当面、先にも申しましたように多岐にわたる施設を、やはり広くご利用いただくことをまず考えさせていただきながら、さらなる人口増、あるいは施設の利用頻度がどうしてもひっ迫してくるような状況の中で、大きい施設等が考えられるというような状況になろうかと思いますが、このことにつきましては今日的な状況から見て、たいへん先の状況ではなかろうかなどこのように思っておるところでございます。

なお、スポーツ広場の進入路の関係でございますが、先般、それぞれスポーツ施設の進入路の実態も調査をさせていただき、安全面で確保していくように考えているところでございます。そういう状況で、このご指摘の場所につきましても実態をさらに把握をしながら、安全対策を講じてまいりたいとこのように思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

森為次議員。

○議員（4番 森 為次君） つくし園に関しては、もう少し具体的な答弁をいただけたらと思っておりました。現状については十分理解をしてもらっておるものと思います。早急な移転、検討そういうお答えをいただきましたので、私たちも一緒になって応援をしたいと思っております。いろんな問題があるかも知れませんが、自らが進んで、この園のために、そして、障害者福祉のために奮闘していただきますようお願いをしたいと思います。

それと、スポーツ・文化の振興でございますが、今、答弁ありましたように法人、そして、指定管理者等運営面でフォローできるものは一生懸命やってくれると思います。行政の方も一緒になって、そして、夢と希望の具体策が出られるように要望をいたしまして、3回目の質問を終らせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、森為次議員の質問が終わりました。

次に8番、中川幸朗議員の発言を許します。

○議員（8番 中川 幸朗君） 皆さん、おはようございます。

議席番号8番、南風会の中川幸朗でございます。通告によりまして、佐々木市長に南丹市の人権施策の推進について、一般質問をさせていただきます。

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等であるということをうたっている世界人権宣言が採択されたことを記念をして、昨日でありましたが、12月10日を人権デーと定め、人権デーを最終日とする1週間を人権週間と定め、人権尊重の思想の普及・高揚のため啓発活動が全国的に展開をされました。南丹市におきましても、12月8日には市民一人ひとりが自らの問題として、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるために南丹市人権講演会が開催され、多くの市民の皆さまが参加をいただきました。また、市内各地でも八木町での第24回部落開放人権展など人権問題に真摯に取り組む、いろいろな活動が実施をされております。21世紀は人権の世紀と言われ

ておりますが、そのようななかで、たいへん陰湿で卑劣な差別落書きが一度ならず何度も繰り返されることに、本当に残念で腹立たしく怒りを覚えます。市としても一連の差別落書きについて、どのような見解をもたれ、また、防止のためにどのような対策を考えておられるのか、お伺いをいたします。

南丹市では同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、住民一人ひとりが自らの問題として、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、日常生活の中で豊かな人権感覚を育み、人権教育啓発の推進を図りながら、人権を尊重し、心の通う温かいまちをつくっていくとして、南丹市人権教育・啓発推進協議会が設立されています。また、それぞれの市町村での地域住民の皆さんの人権侵害がされないように、常に注意を払い、人権が侵された場合は適切な処置により、救済をしたり、人々の間に正しい人権の考えを広め、人権思想の啓発に努めるとして、人権擁護委員の委員さんがおられます。南丹市人権教育・啓発推進協議会や人権擁護委員さんとも連携をして、差別落書きは人の心を傷つけ、悪質な行為であり、許されないとして、学校や企業も含めた市民の皆さんの共通理解を深めていく取り組みが必要であると考えます。今後の南丹市人権教育・啓発推進協議会や人権擁護委員さんとの連携や取り組みについて、お伺いをいたします。

同和対策事業に関わる法律も平成14年に期限切れとなり、特別対策としての同和対策事業は一般対策の中で組み込まれて実施されるようになりました。世間では同和対策特別措置事業が終結したことをもって、部落問題がなくなったとか、中には同和地区そのものが消滅したような風評も生まれているようでもあります。法律や事業を存続させることが自体が目的ではありませんが、法律を制定・実施せしめた理由や根拠となった部落差別の現状は今日、どうなっているかということが具体的に直視され、議論される必要があるのではないのでしょうか。政府、都道府県、市町村は同和地区の大きな変容を同和対策事業の打ち切りの理由としていますが、同和地区の住環境は一定、向上したものの、一般地域との格差や就労実態は公共事業等の削減等により、一層困難な状況にあり、若い世代、子育て世代の生活を不安定なものとし、ひいては子どもたちの生活、成長を圧迫することになっています。一人親家庭、特に母子家庭の増大が目立ち、当然、生活保護や就労援助を受けなければならない世帯が増えていると言われております。保育所を利用している保護者も同様に困難な家庭状況におかれています。このようななかで同和地区の生活実態を、今、一度精査し、地区の実態に即した施策や教育の課題を明確にした取り組みが必要となっていると言わざるを得ません。市として部落差別の現状認識について、部落問題の解決について、施策や考えをお伺いいたします。

次に南丹市総合振興計画が策定をされ、基本計画の第4章の共に担うまちづくりの仕組みを築く、節の1の共に生きるまちづくりを進めるなかで、施策の方針として人権啓発の推進、すべての市民一人ひとりの人権が尊重される地域づくりをうたっておりますが、この理念を実現し、また、推進していくために人権教育・啓発推進計画の制定を提案するとともに、また、この理念をより明確に人権尊重のまちづくりを実現するために、人権尊重

の社会づくりの条例の制定が必要であると考えますが、市長のお考えをお伺いをいたします。

第1回目の質問を、これにて終了いたします。

よろしくご回答お願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、中川議員のご質問にお答えいたします。

人権施策の推進について、まず差別落書きの件につきましてご質問をいただきました。事実経過から申しますと、9月19日から23日にわたり、亀岡市の府道並びに市道上において差別落書きが発見された。また、11月の15日、11月の24日、12月の2日と3回にわたり、南丹市内のJRの駅舎のトイレで差別落書きが発見された、いう事実でございます。誠に悪質な差別落書きでありました。誠に遺憾であります。断じて許すことのできない重大な差別犯罪だというふうに認識をいたしております。たいへん残念ですし、大きな怒りを覚えておるところでございます。そういった認識に立ちまして、今後、こうした行為がさせないためにどうしたらいいのか、関係機関とも連携をとりながら、施設の点検や、また、パトロール等の警戒を強めながら、差別は絶対に許さないという立場で対策を講じておりますし、今後ともこの件について努力をしていきたい、このように存じておる次第でございます。

昨年、南丹市人権教育・啓発推進協議会を組織いただきました。たいへん私はこの協議会の設立にご尽力、また、ご理解をいただいた皆さま方に改めて感謝と敬意を表しておる次第でございます。こういったなかにおきまして、今回の一連の事象につきましての事実経過につきましては、この人権教育・啓発推進協議会の企画運営委員会において、ご説明を申し上げたところでございます。また、この間の市の見解、また、対応につきましてもご説明をさせていただきました。こういったなかで、この協議会の皆さん方との連携の下に市民一人ひとりが差別を絶対に許さないという共通認識を深めていただくために、今、啓発ビラを作成し、全戸配布を予定をいたしておるところでございます。また、企業等におきまして、研修の機会を確保していただくよう各企業の人権啓発の担当の方にお集まりをいただいて、研修会の実施も、今、実施の方向で取り組みを行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。個別の事案につきまして、今後は法務局や人権擁護委員さんとの連携の下に、相談の充実が図れるようにいたしてまいりたいというふうに考えておるところでございますけれども、いずれにいたしましても、この重大な落書きという誠に大きな課題が生じたということは、もう一度肝に銘じまして、この人権の啓発、また、教育の推進に私どもも先頭に立って努力をしていきたい、このように考えておるところでございます。そういうためには、やはり私ども市役所職員が、まずこの認識に立って、先だっても職員研修も行ったわけでございますけれども、まずはその立場を十分に明確化することによって、私どもが日々その研鑽にも努力をしていきたいというふうに思ってお

りますので、ご理解、また、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、同和問題のことにつきましては、ご質問の中でも特別措置法の期限切れ以降の課題につきまして、ご指摘もいただきました。実態的な差別におきましては、一定の改善が図られてきたというようなこともあるわけでございますけれども、法執行後におきましても、旧町におきましても、今現在、南丹市におきましても、人権教育や啓発の取り組みを進めてまいりました。しかしながら、先ほどの事象にも現れましたように、完全に解消されてないという現状であると認識をいたしております。こうした差別の解消に向けた研修会の実施、また、様々な啓発活動などは今後とも努力をして実施をしていきたいと、このように思っております。それぞれの課題、今、ご指摘をいただきました問題につきまして、十分に認識をし、そういった対応をとっていきたい、このように考えておるところでございます。

また、今回の市としての取り組みにつきましては、人権教育・啓発推進協議会との連携の下で、各地区での人権研修の取り組みを進めていただくとともに、主任人権啓発推進員の皆さま方に対し研修会を実施しておりますし、また、8月の人権啓発強調月間、また、12月の人権週間には駅と、また、スーパー前での街頭啓発、そして、先ほども申しましたが、人権講演会や研修会も実施して、高揚には努力をいたしておるところでございますが、今後とも人権問題の解決のために努力をいたしていきたいと、このように考えております。こういったなかで、ご質問にございました人権教育・啓発推進計画につきましては、人権教育・啓発の総合的、計画的に進めるために、その基本的な指針となるもので、本年度中に作成ということで、今、努力をいたしておるところでございます。

また、ご指摘のございました人権尊重の社会づくり条例、これにつきましては同和問題をはじめとする女性・子ども・高齢者・障害者・外国人の皆さま方に対する、あらゆる差別をなくすために、行政や市民の責務、それから施策の取り組みなど明確にしようというものでございますけれども、こういったなかで市町村の果たすべき役割というものはいへん大きいものがあります。こういったなかで市の役割を明記し、市民の皆さま方のご尽力、ご協力を盛り込んだ条例の制定っていうのは、必要性はあるというふうに認識をいたしておるところでございます。いずれにいたしましても人権教育・啓発の推進につきましては、総合振興計画の中にも、その施策の方針を明記いただいておりますのでございまして、人権問題の、また解決、そして、人を大切にしまちづくりをより一層推進していきたいというふうに考えております。ただいま申し上げました条例の制定につきましても、検討いたしたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、一連のご質問をいただきましたように、たいへん大きなこの差別落書きという事象、真摯に私ども受け止めまして、今後の施策に努力をしていきたい、このように考えておりますので、議員各位のご理解や、また、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

中川幸朗議員。

○議員（8番 中川 幸朗君） たいへん前向きなお答えをいただきまして、ありがとうございます。

また、市の各職員の皆さんも、また、理事者の皆さんも一緒になって、また、住民の皆さんも一緒になって、人権尊重のまちづくりを実現していくために、また、一緒がんばっていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それと、やはり部落問題については、やはりその生活実態を、やはりもう一度見ていただいて、そのなかで、やはり教育の問題等にまだまだ課題があるというふうに感じますので、そういう点については、また、いろんな的確な施策を実施をいただくようお願いをしたいというふうに思います。

要望として、要望を言わせていただいて、また今後、実際に人権尊重のまちづくりを皆で実現していくことをお願いしまして、質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、中川幸朗議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

11時15分から再開したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

午前11時02分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（高橋 芳治君） 休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に12番、藤井日出夫議員の発言を許します。

○議員（12番 藤井 日出夫君） 議席番号12番、活緑クラブに所属します藤井日出夫です。

ただいま議長のお許しを得ましたので、通告にしたがい、一般質問をさせていただきます。

その前に一言、暦の上の一年も過ぎ、師走という慌ただしい時期に、この1年、たいへん大きな事件、事故が多く発生した年ではなかったかと思えます。特に私の心を痛めましたのは、親が子どもを殺める、また、子どもが親を殺める、こうしたことは一体どうということなんやと、たいへん悲しい出来事の報道がテレビ、新聞等で賑わった一年であり、いったい人間の尊厳ちゅうものはどこにあるのか、教育がどこにあるのか、そうしたことを問う一年でもあったのではないかと思えますときに、幸いにも、わが南丹市においては佐々木市長さんを中心にして、関係の皆さん方のたいへんなご努力で財政厳しいなかではありましたが、施政の安心・安全、ぬくもりのある市政運営にご努力願ったことに対して、敬意を表するところでありますし、また、昨日からは財政厳しい論議がこの席で展開されておりますなかではございますけれども、私は必要などころには十分な予算措置をし、必要でないところは切り捨てて見直していくという市政運営が、今後とも続けられることが必要ではないかと、このように考えておりますので、よ

ろしくお願いを申し上げます、私の質問に移ります。

まず、最初は先ほども中川議員さんの方から、今回の差別落書き等につきます同和問題を中心にした質問の中で、的確な市長さんのご回答もいただきました。私もこの同和問題を含め、あらゆる人権についてのいろいろな内容は、本議会のこの場で過去2回にわたっての質疑をさせていただき、市長さんなり、教育長さんからの的確なご回答をいただき、先ほどもありましたけれども、南丹市の人権教育・啓発推進協議会のこうした組織を立ち上げていただき、昨年度は委員の4回にわたる研修会、私も地域の中での委員を務めておりますので、すべての研修会には参加はさせていただき、啓発活動を中心にした講演者の皆さんのいろいろな内容を研修をさせていただきました。非常に会場はそうしたことで緊張を帯びた研修会であったとこのように認識しております。そうしたなかではありますけれども、せつかく新しい南丹市の中で差別のない明るい市政をつくるために、いろいろな努力をお互いにし、進んでいるなかに、先ほどもありましたような差別落書きが発生したということは、誠に残念なことであります。こうした同和問題に対することについては、1965年の同和对策審議会答申が示しておりますとおり、同和問題は日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、著しく基本的人権を侵害され、近代社会の原則として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという最も深刻な、重大な社会問題であると捉えております。答申が出て42年来たした現在、南丹市管内において、先ほど申し上げました本当に卑劣な差別落書きが、しかも連続して発生するということは本当に悲しいことでありますし、こうしたことの対応について、先ほどもご答弁がありましたけれども、南丹市としてどのように対処されるのかということについて、私からもひとつ、その辺のことについてのご見解を市長さんなり、教育長さんから再度、求めるものであります。次に、農業施策であります。

農業の振興については、各先輩が南丹市における京野菜、伝統野菜を作り上げて、京都市場においても、それなりの大きな成果を上げて価値をつくっていただいた一つの宝ともいふべき、南丹市の誇りともいふべき産物があります。すなわち水菜、壬生菜、いろいろとそうした品目があるわけですが、しかしながら、ここへきて価格の面、また、数量の面において、大きな内容が出てきております。ちょっと数字をひらってみますと、平成13年度の時点では、例えば壬生菜の生産量、出荷の数量ですが、200g入りの袋が26万4,000袋ぐらい出荷され、金額にして1億円を超える、1億3,000万という1品目の中で1億円を超える農産物というのは、米に次いで非常に大きな数字になる。京都府下でもそういうふうな販売物になっておりましたが、18年度、5年後に至った今日には、これが大きく減少して18万6,000袋と、金額は1億円を割って、8,700万というように年々寂しい状況が、せつかく過去、先輩が作り上げた南丹市の誇りある、この伝統ある京野菜がそういう状況にあるということは、これは嘆かわしいことであり、何かやっぱりこの辺で行政としても、支えをする必要がある

のではないかと思います。なおまた、農業問題においては条件不利地、いろいろ事情があるところにおいては、生産性を高めるということは本当に限界が出てきています。生産物の付加価値をどのようにして高めるのか、また、先ほど申しました京野菜を含む農産物の販路の拡大こそが、今後の大きな課題であろうと、こういう減少の傾向にあるものについては、私はこの南丹市の農産物のブランド化、すなわち販路をいかにして拡大していくか、競争もあります。それに打ち勝たなければならない産物でありますので、ぜひともこの南丹市の地に即したい条件を利用して、販路の拡大に向けて、行政がJAとも協議の中ではございますけれども、ひとつ支えていく必要があるかと思いますが、この辺につきましても、ひとつ市長のご見解を賜っておきたいと思っておりますし、なおまた、各地域によって集落営農組織、また受託営農組合、日吉においては21世紀の農業づくり等組織がございます。南丹市の農業の中で、やはり不耕作地といいますか、せっかく農地が在りながら耕作されない、そういう状況の土地が増えつつあると、嘆かわしい状況があるなかで、何とかこれをくい止めるためのこういう営農組織の今後の活動こそ、非常に重要なものではないかと、こういうことを思いますときに、こうした組織に対する行政の支援、また、助成等の配慮をすべきではないかと、このようにも考えておるわけでございます。そうしたことにつきましての、ひとつ農業生産、総合の南丹市としてのご判断のご回答もひとつ承りたいと、このように思う次第であります。

最後に、道路問題であります。このように冬場が近くなってまいりますと、強く要望が出てまいります。すなわち日吉町の佐々江下中線、これは国道162号線、京都市内に通じる路線であります。昨今、道路改良も周囲が進みまして、あの神楽坂トンネルの開通等によって、車両の増加が園部平屋線はもとより、この路線にもいろいろとそういう便利を図って、通行が以前に比べて増加しております。そのなかでこの路線のところに一部小高い峠、すなわち通称愛宕峠と言われておりますが、この峠は冬場、積雪がありますと一日中雪は解けない、これは陽があたらない場所でもありますので解けない。また、凍結しますと一日中凍結が解けない。非常に交通危険極まりない所があつて、地元の皆さんからも強く、今までに要望があつた箇所やと思っております。その路線のこの区間、ぜひとも府道でありますので、これは府の方へ要望する路線と思っておりますけれども、ひとつ凍結防止の方策とか、交通安全上、必要な歩道の建設とかいう対処を私はとっていただくような措置も、こうした路線については交通安全上、必要な所ではないかとこのように思っておりますので、ひとつその辺につきましてもご見解をいただいて、この地域はご存知のように65歳以上の限界集落地区と言われる地域でございます。積雪がありますと府道のバイパスの関係上、その路線が市道になったところも見かける場所ありますので、積雪のための雪かき作業も、非常に地域の皆さんとしてはたいへんな内容を含んでおる地域でありますので、含めてそうした内容についての、ひとつ市長のご見解をお聞かせ願って、早急に対応していただくことを申し上げて、私のこの場での質問を終わります。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、藤井議員のご質問にお答えいたします。

まず人権問題につきまして、差別落書きの発生につきましてのご質問をいただきました。

ご質問の中にもございましたが、冒頭に子どもたちが被害者になる、また、加害者になるというたいへん多発する全国的な問題も発生しておるのも事実でございますし、これこそ人権尊重という部分から、たいへん心痛める課題でありました。また、こういったなかでこの南丹市内におきまして、差別落書きが続発しておるという、たいへんこういった現状を考えると、私自身も大きな怒りを覚えるとともに、基本的な人権尊重をうたった日本国憲法ができて60年経つのに、いった思いが込み上げてまいります。こういった差別落書き、連続して発生しておりますので市といたしましても、理事者並びに各部長等で構成いたします人権問題事象検討連絡会を、その都度開催し、対応を協議してまいります。こういった行為をさせないために、また、未然に防ぐために、やはり市民お一人おひとりが差別を絶対に許さないという共通認識を深めていただくことが重要であろうというふうに考えております。そういったなかで先ほども申しましたが、南丹市人権教育・啓発推進協議会の皆さま方との連携の下に啓発ビラを作成し、全戸配布する予定にいたしております。また、市の施設につきましても人の出入りのある施設につきましては、当面、点検を強化していく、また、落書きを集中しております施設につきましては、防犯カメラ等の設置も考えていかなければならないということで検討を続けておるところでございます。また、協議会との連携をとりながら市民の皆さん方、そして、啓発の推進や、また、企業等における研修の機会を確保して立ただけよう努力をしております。当然、私自身も人権週間の街頭啓発も立たしていただいておりますけれども、今後とも市政の柱として同和問題をはじめとする、あらゆる差別を許さない社会の実現を掲げております。今後とも今回の事件を契機として、差別をしない、させない、許さないという人権教育・啓発を積極的に進めてまいり決意を新たにいたしておりますので、市民の皆さま方のご理解やご協力を、この場をお借りして、お願いを申し上げる次第でございます。

次に、農業施策につきましてのご質問がございました。

ご質問の中でもご指摘いただきましたように、米とともに京野菜の振興にご尽力、ご努力いただいておりますご関係の皆さま方に、敬意を表する次第でございます。たいへん厳しい状況の中で、この地域農業ということはあるわけでございますけれども、平成19年度から新たに国の農業の経営安定対策がスタートいたしまして、品目横断的経営安定対策として担い手、そして、一定規模の集落営農につきましての支援が示されたところがございます。しかしながら、当地域においてはたいへん大きな課題もあり、今、野菜の話もありましたが、米の件につきましても価格の問題、たいへん大きな危機感を

持って、今、この地域農業があるっていうことを認識いたしております。国におきましても、小規模農家の加入も含めて見直しに入っていたらということも聞いておるわけでございますけれども、まず基本的には、この品目横断的経営安定政策の対象となるべく経営体の掘り起こしが優先しなければならないんですけれども、農地・水・環境向上対策も皆さま方のご理解やご協力をいただき、京都府内でもたいへん大きな動きとして、それぞれが取り組んでいただいておりますということに感謝をいたしております。でございますが、これもさらに活用をしていただきたい。私どももこの推進に努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。先ほどご指摘のございました府の補助事業として、地域農場づくり事業というものがあつたわけでございますけれども、今回、農業・農村活性化経営体づくり事業というものも作っていただきまして、府としても力を入れていただいております。ブランド化、また、販路といったような課題もありますし、ご指摘のいただきましたように耕作放棄地っていう農地も増えておる現状の中で、市としてもそれぞれの課題に対して、そういった地域と連携するなかで経営力が発揮できるような仕組みづくりにつきまして、個々の課題についてご支援をしていきたいと思っておりますし、また、その辺りにつきましてもご相談をさせていただきたい、いうふうに思っておりますので、今後とも、また、ご理解やご協力を賜りますように、お願いを申し上げます。

次に、道路問題につきまして、府道佐々江下中線、たいへん私もこの箇所っていうのは日陰にもなっておりますし、峠部分で冬季には凍結しやすいということは認識をいたしております。こういった状況の中で、これはもう旧日吉町以前から京都府と調整をいただいております。この除雪や、また、融雪作業につきましては配慮した対応をいただいております。当然、今後におきましても当該箇所を含めまして、京都府に対しましてお願いをしていきたいと思っております。また、この路線につきましては全線改良済みという路線になっておるわけでございますけれども、局部的な改善につきましても、ご検討いただきますようお願いをしましてまいりたいというふうに考えております。いずれにしても冬季の降雪、たいへん大きな課題であるという認識の中で、それぞれ関係業者の皆さんや市民の皆さん方のご尽力やご理解を賜るなかで、事故防止、生活路線の確保にご尽力賜っております。今後ともたいへんお世話になるわけでございますけれども、皆さま方のご協力や、また、ご意見等賜るなかで善処してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 藤井議員のご質問にお答えをいたします。

人権問題に関わってでございますが、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現に向けて、同和教育、人権教育と進んできたときに、差別落書きが起きたことはたいへん残念で、遺憾なことだと受け止めています。また、南丹市となってお互いが、人が

大切にされ、人を大切にする誇りときずなが感じられるぬくもりあるまちづくりを目指しているときに、これを妨げる事象であることに怒りを覚える状況であります。さらに賤称語が用いられ、特定地域などを対象とした悪質な落書きであることに憤りを感じるような状況で、重大な差別事象であると受け止めているところでございます。教育行政といたしましても市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のないともに生きるまちづくりに向けて、また、差別をしない、させない、許さない地域社会の実現に向けて、市民の皆さま方とともに、南丹市と一体となって人権啓発活動を進めてまいりたいと存じます。

また、学校におきましても、今一度、実践を見つめ直し、人権意識の高揚を図り、すべての人の基本的人権を尊重する心を育むとともに、同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけ、あらゆる人権問題の解決に向けて実践する態度を育成する、人権問題の正しい理解と認識の基礎を培う取り組みを推進してまいりたいと存じますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

藤井日出夫議員。

○議員（12番 藤井 日出夫君） いろいろな内容の中で特に同和問題等につきましては、従来どおりのいろいろな啓発活動は、ぜひとも、今後とも引き続いて市をあげて、やはり取り組まなければならない大きな問題だと思いますので、どうぞひとつ答弁いただきましたとおり、前向きな答弁だと認識をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、農業の関係につきましても、ひとつ南丹市の誇りうる産物でありますので、ぜひともこれは市場における価値を高めるための方策を、ひとつ立てていただく方向で、ひとつ生産者はもちろんのこと、行政と共になって取り組んでいただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いします。

なお、道路問題は先ほどもありましたように府の道路でございますので、以前からの問題で要望させていただいておりますので、私どももそのように認識はしておりますけれども、いずれにしても申し上げましたとおりに、非常に高齢化が進んでいる地帯でありますので、事故があつてからでは遅いということの観点の中で、強く住民の皆さんのご要望が強い箇所になっておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げまして、要望で質問を終わります。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、藤井日出夫議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

1時から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

午前 11 時 43 分休憩

.....
午後 1 時 00 分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に3番、高野美好議員の発言を許します。

○議員（3番 高野 美好君） 日本共産党・住民協働市会議員団の高野美好でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず、平成20年度予算編成に関わって、市長に質問をいたします。

11月に平成20年度予算編成方針が示されました。19年度当初予算比で6.8%減の218億円程度とする、そのために各部局へ一般財源を枠配分するという内容となっております。19年度の当初予算が233億8,200万円ですから、15億8,200万円を減じる計画であります。何を減額するかといえば、一般財源を減額するしか方法はありません。平成19年度当初予算の一般財源は予算総額の70%、164億円となっております。単純計算で考えますと、平成20年度予算は各部局一般財源比率で約10%減額した予算を編成をしなければならないこととなります。ところが予算書をよく見ますと、予算に占める一般財源比率は各部局によってかなり差がございます。平成19年度の当初予算を目的別歳出で見えますと、民生・衛生費の一般財源比率は74%、教育費は殿田小学校建設という特別な歳出を差引きますと、88%となっております。一方、農林水産業費は48%、土木費は55%となっております。すなわち住民生活に直結する費用や、将来を担う子どもたちに対する費用ほど、一般財源比率が多く必要となっていることがお分かりいただけると思います。平成20年度予算方針は一般財源の枠配分方式とし、各部局に包括的に配分し、選択と集中を基本にするとしておりますが、枠配分方式は財政当局から見れば、予算削減のための一番の近道となりますが、常に住民との接点におかれている市民部や福祉部、さらに将来を担う子どもたちを育てる教育委員会部局は、南丹市の独自の制度をどれだけ切り詰めるのかの選択を迫られているのではないかと思います。枠配分方式は、必ず住民サービスの切捨てや弱者への助成制度の削減につながるものであることを、まず指摘しておきたいと思っております。

そこで市長にお伺いをいたします。スクラップアンドビルド、聖域なき見直しを表明をされていますが、具体的にどのようにされようとしておりますか。年間3億円にも上っております誘致企業への企業支援補助金、また、道路整備が中心で具体的な商店街活性化計画とはほど遠いと言われております本町区画整理事業等について、スクラップされるのか、明確なお答えをお願いをいたします。

また、9月議会でも、子どもやお年寄りなど、弱い人たちの生活を脅かすことのないように求めましたが、20年度予算編成にあたっての市長のご見解をお伺いをいたします。

次に財政健全化について、質問をいたします。

新しい財政健全化法が施行され、19年度の決算からは指標の公表が、平成20年度決算から財政健全化計画の策定が適用されることとなります。現行の普通会計の実質収支比率に加えて、一般会計、特別会計、公営企業会計を対象とする連結実質収支比率や、一部

事務組合会計をも含めた実質公債費比率、さらに第3セクター等も含めた将来負担比率等を算出をして、全国の自治体を健全化団体、早期健全化団体、財政再生団体の三つに区分することとなります。このことによって中央統制がさらに強められるとともに、地方自治体の自主再建の道が閉ざされ、自治体リストラを誘導することになります。過日、南丹市としての財政健全化計画が発表されましたが、基金は23年度で枯渇するというようになっており、健全化計画とは言い難い内容となっております。さらに、実質公債費比率は20%を超えると予想され、財政再建団体に限りなく近づくこととなります。先に示された財政健全化計画では、普通建設事業費を42億円程度に削減をしておりますが、私はさらなる削減をしないと財政は破綻をすると見ていますが、市長として健全化財政を何としても維持しようとする決意をお持ちなのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、参与のあり方についてお伺いをいたします。

参与は、合併時における様々な諸課題に対応し、的確に対応できる、一定の権限を持った特別職として各支所に配置をされております。しかし、その権限はごく限られた内容となっているようで、参与の存続については、市民から様々な意見を聞いているところであります。副市長が町長経験者という重鎮お二人がお揃いであり、参与の存在価値も低下していると考えますが、今後の参与の実質的な事務分掌と執行権限について、さらには参与をいつまで配置をされようとお考えなのか、お伺いをいたします。

次に、合併処理浄化槽の設置についてお伺いをいたします。

合併処理浄化槽は、公共下水道や農業集落排水事業を実施しない地域、すなわち山村へき地を中心に整備をされてまいりました。特に美山町は人口密集地域が少ないため、農業集落排水事業と合併処理浄化槽の実施予定戸数割合は約半々となっております。農業集落排水事業はほぼ全地区完了いたしました。合併浄化槽実施戸数は本年3月末で716基、設置予定基数983基の70%強にとどまっております。しかも最近、設置希望戸数が激減をしておると聞いております。その理由は、後継者がいなく、設置にかかる多額の費用に耐えられないこと、さらには、設置後の維持経費が非常に高いこと等が考えられると思います。

そこでお伺いをいたします。第1は、設置補助金の市独自の上乗せ措置は南丹市に合併後5年以内とするとなっておりますが、平成22年度までは支援措置を続けられることをお約束できますか、お答えをいただきたいと思っております。

第2は設置希望者が減ってきていることに、どう対応するかであります。設置をとまどっておられる世帯は高齢者世帯が多いと考えます。しかもそういう地域ほど河川の源流地域が多いと思いますので、河川の水質保全の上からも設置を促す施策が必要であります。そのことを考えますと、設置後の維持管理経費が高いことです。4ヵ月に1回の保守点検、年1回の汚泥引き抜きと、浄化槽法11条検査を合わせますと、毎月約7,000円必要になります。農業集落排水の維持管理経費は美山町の2人世帯ですと、月3,600円でございます。浄化槽は約倍の経費が必要となっているわけであり、維持管理組合への

助成の充実、浄化槽法11条検査、さらには保守点検、汚泥引き抜き単価の引き下げなど、市としての対応が求められていると考えますが、市長のご見解をお伺いをいたします。

以上、市長の明解で具体的な答弁を求めまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、高野議員のご質問にお答えをいたします。

平成20年度の予算編成について、ご質問をいただきました。

ご指摘いただきましたように、誠に厳しい財政状況にあるわけでございます。こういったなかで、先だってより申しておりますとおり、例年通りの予算編成では財政の健全性は維持できない、いう状況にあるわけでございまして、そういったなかで平成20年度から枠配分方式を導入し、限られた財源の中で市民ニーズに応えるべく、この方式を導入したということでございます。当然、費用対効果、この辺りも勘案し、また、事業評価も取り入れるなかで、スクラップアンドビルドの取り組みをしなければならない、そういったなかで、まさに聖域なき見直しという具体的な措置をとっていかなければならないというふうな状況にあるわけでございます。当然、こういったなかで枠配分方式を導入しております。事業の再構築を図るなかで、このようなことに対処していく必要があるわけでございまして、議員ご指摘のように市民生活に密着した経費などは、当然、優先順位ということになってくるわけでございますけれども、削減も含めた内容も検討していく、取り入れていかなければならないというのが実態でございます。どうか議員各位をはじめ、市民の皆さま方のご理解やご協力を賜りますように、お願いを申し上げます次第でございます。

新しい財政健全化法につきまして、ご質問がございました。

この過程におきまして、早期健全化、財政再生というこの2段階のスキムが盛り込まれまして、新たな財政指標が判断指標として導入されたわけでございまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つが規定されておるわけでございまして、いずれかが一定以上になると、健全化計画、再生計画の策定が義務付けられるという形になるわけでございます。この基準につきましては、7日の日の新聞報道によって、その報道がなされておったわけでございますけれども、まだ正式なものがきているわけではございませんので、確定したことは申し上げにくいんですけれども、実質赤字比率、また、連結実質赤字比率については、基金のある間は基準をクリアすることができるというふうに考えております。また、実質公債費比率につきましては健全化基準の25%を超えないけれども、しかしながら、たいへん厳しい今後の見通しがありますので、財政健全化計画に基づき繰上償還や、また、起債発行額の抑制に努めて、この比率に達しないように努力をしていきたいとこのように考えております。また、将来負担比率につきましては、標準財政規模の3.5倍の350億円をというふうな数字が出ておりますが、これは超える懸念は少ないというふうに考えておるところでございます。いずれにいたしましても、誠に厳しい財政状況の中で行政改革実施プランに基づきまして、行財政改革を着実に進め、

また、そういったなかでの予算編成におきましても、見直すべきは見直し、また、伸ばすべきは伸ばす、そういった観点に立って財政の健全化も維持できるように努力してまいりたい、このように考えておりますのでご理解を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

次に、参与のあり方につきましてのご質問がございました。

条例上、南丹市参与設置条例及び南丹市参与設置に関する規程に明確に示されておりますとおり、合併後の旧町区域の地域振興を図るため、各支所に常勤特別職として就任をいただいております。南丹市ご承知のとおり、4町合併に伴いまして様々な課題を乗り越えながら旧町の特色を生かしたまちづくりを進めていくということで、市域の融和や支所機能の確保という点におきましても、参与の役割は大きく、現在、条例等の設置目的どおりに機能しているというふうに認識をしておるところでございます。また、合併協議に基づいて参与の任期は4年以内と定められておりますので、そのことを尊重しなければならないというふうに考えておるところでございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、合併浄化槽の問題でございます。

合併協定の中で合併処理浄化槽設置整備事業補助につきましては、現行のまま新市に継承し、新市移行後5年以内に調整し、国庫補助基本額の限度額に統一するというようになっております。また、一方では行政改革実施プランにおきましては、本件、そして同類のものも含めまして、国、または府事業に対して上乘せしている事業につきましては、廃止または当分の間の凍結も含めて見直すということになっておりまして、こういった実施にあたりましてはこのプランとの均衡を図りつつ、また、この本事業の事業評価も実施するなかで、設置者の皆さま方との信頼の欠くことのないように周知期間も念頭に置きながら、取り組んでいかなければならないというふうに考えておるところでございます。また、先ほどご質問の中でもございましたように、美山町内におきまして、現在、716基、美山町におきまして、約5億円の補助金を交付してきたというふうにお伺いしておりますが、こういったなかで、生活環境の改善や水質の保全にたいへん効果を上げてきたところでもございます。こういったなかで、あと未設置者の方々、ただいまのご質問にもございましたように、たいへん厳しい状況にあるのも事実でございますけれども、どうか環境に対するご理解を賜るなかで、個人設置型の事業につきましては、一層の啓発を図っていかなければならない、ご理解を賜るなかで努力していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

また、維持管理の面につきましても、浄化槽法に基づく保守点検や清掃、法定検査等の維持管理が、当然、必要になってくるわけございまして、これも大きな課題であるというふうに考えておるわけでございますけれども、これらの定められた維持管理を行うことで浄化槽の機能が発揮されるわけでございますし、この件につきましても、今後とも市といたしましても、維持管理を統一的に監視していくようなシステムの確立も含めて検討し、

適正な維持管理が行われるように啓発に努めていかなければならないと思います。しかしながら法定にも示されているような補助基準等以上のことが、なかなか今後、しにくいような状況もございます。そういったなかで、たいへんこの施策につきましては困難な状況もあると思いますが、十分に市民の皆さま方のご理解を賜るなかで、その充実・普及に努めていきたいと思っておりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願いし、答弁いたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

高野美好議員。

○議員（3番 高野 美好君） 2回目の質問に入りたいと思います。

まず、予算編成の問題でありますけれども、厳しい状況の中ですね、限られた財源、費用対効果も検証すると、こういうことでございましたけれども、私の質問は具体的にですね、企業誘致の奨励助成、それから本町の区画整理事業について、どういう考えをお持ちかということを探っておりますが、その内容については答弁がなかったように思いますので、まず、具体的な市長の思いをですね、お示しをいただきたいと思っております。

それから、もう1点はですね、昨日の夜でしたがNHKがワーキングプア特集再放送をやっておりました。これが再放送されるということについてはですね、全国の国民に極めて衝撃的な思いを持たせたということで、具体的な報道内容が、これは人事ではないぞと、こういう判断から多くの視聴者の要望があって再放送されたと、こういうふうに思っているわけでありまして。さらに昨日の国会議論ではですね、生活保護基準の引き下げについて議論がされております。厚生労働省の援護局長の私的研究会、生活扶助基準に関する検討会がですね、生活保護基準の引き下げを答申をしたということで、政府としてどう考えているのかと、こういうふうな議論があったわけでありまして、舛添厚生労働大臣はですね、この検討会の報告書を基本に、来年度の予算編成にどう反映するのか、与党の皆さんとも具体的に検討していると。いわゆる引き下げを容認をする重大な発言を行っているわけでありまして。この生活保護基準っていうのはですね、もう市長もご存知だと思いますけれども、介護保険の保険料だとか利用料、さらにはですね、地方税の減免の関係、国保料の減免等々ですね、いわゆる低所得者層の生活に関わる基準に連動していくと、こういう重大な内容をもったものであります。市長として、この政府の生活保護基準の引き下げについてですね、住民生活を守る立場からどのようにお考えなのか、二つ目お答えをいただきたいと思っております。非常に財政は厳しいわけでありまして、子どもだとかお年寄り、さらには低所得者と、いわゆる弱者救済、これが自治体の最低限の使命であると私は考えておりますので、この予算編成に合わせて、そういう弱者と言われる人たちへの配慮、この辺について、どうお考えなのかをお聞きをしておきたいと思っております。

それから二つ目の参与の問題でありますけれども、条例に定めたとおりの機能がですね、果たされていると、こういうふうに認識をされているという答弁でございましたけれども。そしたら、住民はすべてそのように思っているのかということ、かなり市長の認識とはです

ね、差が出てきているのではないかなと思っております。といいますのは、参与の設置についてはこういう広い地域の合併ということで、緩やかな合併を進めようということで総合支所を設置をして、参与の設置をされてまいりましたけども、その申し合わせにもかかわらずこの夏には支所の職員もかなり減ってきたわけでありまして。職員が減るということは支所の機能が低下をする、そのことに直結をしていると、こういうふうに考えますので、あの内容を見て、多くの住民はどうなっているのやと、参与さんあんまり支所機能を削減することについて、どういうふうな立場をとってこられたのかと、こういうふうな意見もたくさんあったかというふうに思いますけれども、聞きますと、参与さんを含めたプロジェクトではなかったようなことも聞いておりますので。そうしますと、参与さん蚊帳の外だったのかなと、こういう思いでおるわけでありまして、そういうことから考えますと、参与の職務機能はかなり低下をしてきているのではないかなと、こういうふうに思うわけでありまして。さらに、それとは逆になると思いますが、今度の予算編成方針ではですね、地域振興予算を総合支所に配分をしたいんだと、こういうふうな内容もあるようでありまして。それでは具体的にどのような予算を支所といいますか、参与権限とした予算にするのかということをお聞きをしたいということと同時に、今になって配分をするということをお決めになった理由をお聞きをしておきたいと思っております。それからさらに、参与の設置4年以内と、こういうことでありますけれども、4年間は存続をさせるということを考えておられるのかどうか、お聞きをしておきたいと思っております。

それから浄化槽の関係ですけれども、5年間、5年以内というふうなことですけれども、先ほどの答弁ではですね、5年は約束をできないのかなというふうな判断をせざるを得ないような答弁でしたけれども、数字的に5年間は保障されるのかどうか、ちょっと具体的にお願いをしときたいと思っております。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず、予算編成につきましてのご質問の中で、まさに今、予算編成方針を出しまして、そういったなかで枠配分方式の中で各関係部局で吟味し、まさにスクラップアンドビルドも含めましてやっておる最中でございます。こういったなかで具体的にということになりまして、今、作業中でございますので、詳細について、今、決定しておるわけではございませんのでお答えできないわけでございますけれども。先ほど事例として出されました企業誘致条例はやめたらどうやということでございますが、当然、これによりまして企業を誘致したわけでございます。また、多くの企業の皆さん方はこのことに対応していただきまして、企業誘致、新光悦村や、また、虎屋さんとも、今、操業に向けて努力をしていただいておりますという状況があるわけでございます。当然、この条例に基づいて対応しておるわけでございますので、これについての廃止する考えはございません。また、本町区画整理事業につきましても、旧園部町当時より事

業実施を計画的に進めておるわけでございます。まさに今、正念場にきておる時期でございます。一日も早くこの事業を完遂することによって、この南丹市域における中心市街地の活性化を図っていく、早く実になるものになるようにしていく努力をやっていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

また、生活保護基準の問題につきましては、私はまだ正式には何も聞いておりませんが、当然、市として生活弱者と言われる方々のお立場に立った施策は遂行することは当然でございます。こういったなかで、国また府との連携の中で、こういったものにつきましても対応していかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

次に、参与につきましてのご認識お聞かせいただきましたが、私とは異なっておるというふうに思っております。私は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、そのなかで今年8月の組織再編強化、私は当然、市民の皆さま方のサービスの向上を図るために、本庁と支所が、いかに連携を強めて市民サービスに対処するかという課題に取り組んだわけございまして、今まだ、このことが数ヵ月しか経っておりませんので、評価については私から申し上げられませんが、私はこういった感でこのような市政の推進に貢献しておるというふうに自負をいたしておりますし、また、参与さんの役割につきましても、ただいま申し上げたとおり、当初の合併協議の中でつくり上げられた、この機能が十分に発揮していただいておりますというふうに考えるわけでございます。当然、その任期はどうなんだということでございますが、これは先ほど申しましたとおり、4年以内ということを決められております。そのことを尊重しながら検討していく課題であるというふうに考えておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、合併浄化槽の関連につきまして5年以内にといい、これも先ほどらい、ご説明いたしたとおりでございます。合併協定の中で新市移行後5年以内に調整するということになっておりますし、行政改革実施プランの中でもそのように見直すということになっております。当然、何度も申しますけれども、設置者の皆さん方との信頼を欠くことのないように周知期間も含めて検討するとともに、また、統一に向けて取り組んでいかなければならない、これも課題だということになっております。今、5年だとか、5年以内になるとかいうことにつきまして、今後の事業評価等も含めて、検討していかなければならない課題であるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

高野美好議員。

○議員（3番 高野 美好君） 予算編成に関わってです。

私、企業誘致事業をやめろとは言った覚えはないんですが、あまりにも財政的にたいへんだらうですからですね、少し見直されたらどうですかと、こういうことを申し上げておるわけでありまして。今、予算作業中だと思っておりますが、そういうことも含めて検討を

すね、お願いをしておきたいと思うんです。

それからもう1点、生活保護に関わってですけども、生活保護の申請書類はですね、それぞれの窓口にはまだ置いてないと、こんなふうに聞いているんですが、なぜそれが置かないのか、理由があればお答えをいただきたいと思います。

それから参与の関係ですけども、条例に合わせてということではありますが、円滑な合併を、さらに推進をしていくということについてはですね、最初に申しあげましたように、支所への権限機能の強化、これが図られなければならないと私は思っております。今回の地域振興予算配分という方針が出されたようではありますが、見せかけの枠配分にならないように支所における参与は、市の副市長と同じ権限を与えるんだと、こういうふうなことになっておるわけでありますから、そういう権限が与えられるようにですね、お願いをしたいと思いますので、その辺で具体的にどのぐらいまでのことを考えておられるのか、再度、答弁をいただきたいと思います。

それから最後に、合併処理浄化槽についてはですね、市が中心になった合併管理組合なんかを作る必要があるかと考えておりますが、その辺の思いはないのかどうか、さらには管理組合への補助を強めるという考えがないのかあるのかお聞きをして、質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず、生活保護の申請書のお話でございますけど、これまた、担当部長から答えをさします。

次に参与制度につきまして、当然、私は先ほど申してますように、条例・規定等に明確に定められておりまして、この趣旨に則って十分に機能していただいておりますというふうに思っております。こういったなかで本庁・支所、当然、連携をしながら市民ニーズに応えていくことが私どもの責務でございます。そういったなかでの参与さんの役割というのは、当然、今日までと同様に機能していただく、努力をしていただくということで、私どもとの連携を当然していくということが基本でございますので、ご理解を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

また、管理組合、浄化槽の関係の管理組合につきましても、担当部長の方からお答えさせます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

永塚福祉部長。

○福祉部長（永塚 則昭君） 生活保護の申請書の件でございますけども、一般申請のように申請書を並べておくということじゃなくて、ご相談とか、ご来所に来られて生活保護のお話が出たときに担当の方からお渡しをしているという、そういうような状況でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

井上上下水道部長

○上下水道部長（井上 修男君） ただいまのご質問の中で、市独自の管理体制の確立ということのご質問であったというふうに思うわけでございますけれども、この南丹市の浄化槽の整備につきましては、今日まで個人設置型で整備をさせていただきました、その設置につきましては国の補助金、また、府の補助金、そしてまた、市が補助金を出して、その三つがそれぞれ補助金を出して整備をしてきたというようなことでございまして、市がそうした補助施策の中から、市が責任を持って維持管理をしていくことがどうかなという補助制度から考えますと、そういうことが心配されるところでございますけれども、それよりも維持管理の中で保守管理、いわゆる法定検査、11条検査というものがあるわけですが、これが受けられるか受けてないかによって、そのいかに適正な水質が図れるか図れてないかというところ辺が、今、全国的に問題となっております。おかげさまで南丹市につきましては、全国平均この11条検査が約20%切るような状態の受検率となっておりますけれども、南丹市につきましては40%を超え、さらには美山町につきましては維持管理組合の設置をいただいております。そうしたことから、70%を超える高率な受検率というふうになっております。そうしたことからしまして、やはりこれからも、そうした地域での維持管理組合というものが、作っていただくことが非常に大事じゃないかなと思いますし、そういう法定検査を受けていただく、どうしても山村地域につきましては高齢的なお方が多くございまして、そうしたことから受検率が低いという分析も私どもでいたしているところでございますけれども、そういう受検が受けやすい体制づくりをしていくための支援づくりというものは、考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、高野美好議員の質問が終わりました。

次に、14番、森嘉三議員の発言を許します。

○議員（14番 森 嘉三君） 議席番号14番、丹政クラブの森嘉三でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

急激な寒波の訪れとともに、いよいよ師走に入り南丹市も合併して早くも2年が過ぎ去ろうとしております。佐々木市長も新しい市政の推進に取り組み、一方、厳しい財政状況の中で行政改革、また財政再建にご尽力いただき、一歩ずつではありますが、市全体としての歩みが進められているのではないかと考えています。しかしながら、地方自治体を取り巻く情勢は国の財政状況の悪化により、さらに厳しさを増し、生活に密着した福祉などの事業まで削減や見直しをせざるを得ないという、社会弱者に冷たい、何ともわびしい世の中になってきているのではないかと危惧しております。私たちのふるさと南丹市は、少しでも明るい未来に向けて、まちづくりが進められるように、旧町それぞれの良き点は大いに伸ばすとともに、見直すべきは徹底して見直し、新しいまちづくりとしての発展と改

革との二面性をもちながら、今後も市長にはリーダーとしての手腕を大いに発揮していただけたらと思っております。私たち議員も住民の皆さんのご協力を得ながら、少しでも力になれるよう精一杯努めていきたいと思っております。

それでは今回、まちづくりを担う重要な課題として、基金の問題、都市計画税など財政関係についての質問、そして、新聞にも掲載されていた女性の館の管理運営に係る課題についての3点について質問させていただきます。

一つ目の質問として、まず財政関係についてですか、厳しい財政状況の中で、旧町から持ち寄った基金を取り崩さなければ予算の執行ができない状況になっていることは事実であります。新市の財政計画では、基金を使わずとも予算が組めるようにという計画でありましたが、計画以上の支出が必要になったのか、予定していた収入よりも少なかったのか、原因をしっかりと究明し、今後の財政再建に努めることが大切だと思います。そこでこれまで質問が出されてきましたが、旧園部町からは他の3町に比べて、2倍以上の約45億円近い基金が引き継がれたとも聞いています。基金の状況について、再確認をし、今後の財政の展望につなげるために、旧町からの各基金の引き継ぎ額と現在の基金額、そして、今後の見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

それと合併時には、各旧町からの継続事業についてはできるだけ旧町で財源を確保し、基金を持ち寄り、新市の新しい予算に負担を少なくしようという申し合わせがあったようでございます。そこで園部町では、継続している大型事業である市街地再開発などの継続したまちづくりに充当するために、他町とは別に特別の目的基金として、まちづくり整備基金が引き継がれました。その基金について、引き継がれた趣旨どおりになっているのかどうか、現状どのように使われているのか、支出状況と残されている額について伺いたいと思います。

合わせて、まちづくり整備基金の今後の活用計画と、残された額で、現在、進められている園部地域の市街地整備事業が完了できるのかどうかについても伺いたいと思います。

順番が2番と3番と変わりましたが、二つ目に、次に新聞にも報道されていたように、園部女性の館について、現在、指定管理者として業務を委託している園部国際学園都市センターが、新年度は指定管理者としての指定を受けないという報道がありました。また、それに対して、南丹市も女性の館を市の直営にする方向で検討を進めているという内容も掲載されておりましたし、先日も、昨日も市長からもそういうふうにお聞きしております。指定管理者制度というものは民間や外部団体に施設の管理運営を委託することで、行政の負担の軽減を図ろうと取り入れられた制度であり、財政状況が厳しい現状としては、今後も取り組みを推進していくべきではないかと思っております。まず、この指定管理者制度についての考え方と、今後の南丹市の関係施設の指定管理者制度への取り組みの方向性について、どうお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

合わせて、この女性の館は平成5年に開館以来、当初は都市センターの職員等、利用者の女性のサークルでつくられた運営委員会が一緒になって連携をしながら、講座や教室な

どの企画立案から館の管理運営まで自主的に行われてきました。教室や講座からは新しい女性サークルも誕生し、これまでになかった女性たちが生き生きと活動できる場として、多くの方が利用されてきました。合併後は管理運営に関わる費用も光熱水費などを除いてはなにもなく、運営委員を中心としたボランティアでまかなわれ、自主的な活動で運営されてきたと聞いております。新聞報道では、館の事業が運営委員会で行われており、コスト削減やサービス向上は図れなかったと、そういう理由で指定管理者の業務を返上するというような内容が書かれていました。私が聞いているのは、運営委員会の皆さんが自らの努力によりいろいろ工夫をされ、節約もされたなかで多くの事業を行い、女性の館を運営してこられたと聞いています。指定管理を受けた国際学園都市センターが以前のように運営委員さんと連携し、連携を密にして管理運営をしていくことで新たな事業展開もできるのではないかと思います。また、運営委員さんによると、自主的な運営を位置づけることも可能ではないかと思いますが、いかがですか。指定管理者の返上と合わせて、南丹市の直営にするという考えについて、お伺いをしたいと思います。

また、女性の館では講座や教室からできたサークルの活動として、利用者たちが自ら作品を商品化して販売するなど、単なる趣味ではなくて、将来的には独立採算の取れ、女性たちの幅広い活動の場にしていくというような思いを持って活動されていると聞いております。その自主的な活動による独立採算に向けては、まず活動の資金が必要であり、その助成として、旧園部町時に女性の館の管理運営の委託先である園部国際学園都市センターに助成金が出されたと聞いています。現在は住民訴訟により、その助成金のあり方について係争中であるようなことも聞いておりますし、都市センターではその助成金の返還についても検討されているようであり、その経過の内容についてもお伺いをしたいと思います。

合わせて、女性の館の今後の方向性ですが、学園都市センターから指定管理者の返上が申し入れられた場合、市としてはどう対応していくのか、考え方を伺いたしたいと思います。

また、市の直営になるならば、市としてはどのような施設に位置づけ、活用をしていくつもりなのか、そして、管理運営費や事業費については十分に対応していく考えなのか、お伺いをしたいと思います。この件については、市長並びにセンターの理事長も務められております仲村副市長にもお答えいただけたらと思います。

3番目に、質問の最後になりますが、税金関係について伺いたしたいと思います。

南丹市には都市計画税という税があり、私も園部の市街地に住んでいまして、その都市計画税を納めておりますので、その税の状況と使われ方について、少しお聞きをしておきたいと思います。旧園部町と八木町地域は都市計画法の規定により、指定された都市計画区域があり、そのうちの市街化区域内にある土地家屋に対して都市計画税が課税され、その地域に住んでいる方は農村地域と比べて税金を多く納めているようです。その市街地の住民から納税された都市計画税は、旧園部町では特別目的の基金として積み立てられ、市街地の関係事業を行うために充てられていたようであり、南丹市の都市計画税につ

いも納めている都市計画区域内での事業費に使われるべきだと思います。現在の南丹市の都市計画税の状況と、具体的にどういう事業内容に支出されたのかについて伺いたいと思います。

以上で、私の第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、森嘉三議員のご質問にお答えをいたします。

まず、財政関係につきまして基金の状況、また、今後のまちづくりについてのご質問をいただいております。

ご指摘のように、合併時にそれぞれの町から基金を持ち寄っていただきました。一般会計・特別会計の基金を合わせまして、93億円余りの額となっております。このうち財政調整基金37億余り、減債基金15億余り、各町の引き継ぎ額、先ほどご指摘のいただきましたように旧園部町からは約43億3,000万円、この額が持ち込まれております。また、こういったなかで、まちづくり整備基金につきましては16億6,000万円余りが引き継がれておるわけでございます。このなかには街中にぎわい施設分の1億5,000万、また、小山西町公民館等建設基金1,000万円などが含まれておるわけございまして、この基金の12月補正後の現在高につきましては11億4,400万円というふうになっております。この基金の用途につきましてでございますが、ご指摘のとおり、都市計画事業の本町土地地区画整理事業、また、街路事業の内環状線、上本町佛大線並びに栄町小山東町線ほか2線、ほかに公園事業の園部公園等に充当いたしておるところでございます。今後の見通しと申しますか、この事業の状況でございますけれども、園部公園事業につきましては昭和56年より事業を実施いたしてまいりまして、本年度完了の見込みになっております。また、市街化整備事業につきましても、今、継続事業として取り組んでおるわけでございますけれども、この基金の額内において、事業推進ができるというふうを考えておるところでございますので、ご理解を賜りますように、お願いをいたす次第でございます。

次に、女性の館の管理運営につきましてのご質問をいただきました。

まず、先ほどのご質問の中にもございましたように、この女性の館、旧園部町時代より運営委員会の皆さま方のご熱心なご活動、また、この館の運営に対しましての多大なご尽力を賜るなかで、各種の事業を実施いただいております、まさに男女共同参画社会の推進をしていく上で多大なご貢献を賜っておるというふうと考えており、皆さま方のご尽力に改めて敬意を表する次第でございます。また、そういったなかで南丹市園部国際学園都市センターに管理運営につきまして、お世話になっておったんでございますが、昨日の答弁でも申しましたように、当センターから指定除外についての申し出を受けたことは事実でございます、これにつきましては来年度からの指定管理者制度からの除外をすることを決定をいたしまして、回答をいたしたところでございます。こういったなかで市といた

しましては、この女性の館につきましては、私はこの財団につきましては設置目的と、また、女性の館の設立目的を勘案するなかで、一体的な事業推進には苦慮されておったような現状があったというふうに判断したわけでございます、こういったことから男女共同参画社会の実現に向けての取り組みというのは、市にとっても総合振興計画における、共に生きるまちづくりを進めるという観点からも、この施設は中核的な役割を持っていただけの施設だというふうに考えております。こういったなかで、市の直営施設として運営できないかということで、今、男女共同参画社会、推進するなかでこの施設を中核的な役割と位置付けようということで、今後のその管理運営につきましても運営委員会の皆さま方をはじめ、ご関係の皆さま方と、今、協議をしていきたいというふうに考えておるところでございますので、何とぞご理解を賜りますように、お願いいたしますとともに、どうぞこの女性の館がさらに機能を発揮いただきますように、皆さま方、市民の皆さま方のご理解や、また、ご協力を賜りますよう、この場をお借りしてお願いをいたす次第でございます。

また、その他の点につきましては、ご指名のございました仲村副市長の方から答弁がされますけれども。

次に、都市計画税の状況でございます。

これは市町村が都市計画法に基づく都市計画事業、または土地区画整理法に基づく土地区画整理事業に要する費用に充てるためということで、目的税となっております。使途といたしましては、平成18年度では都市計画事業30億9,000万円にかかる一般財源22億4,300万円のうち、5.6%程度にあたります1億2,500万円を都市計画税で賄っておるというふうな状況でございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、仲村副市長。

○副市長（仲村 脩君） 森議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

南丹市園部国際学園都市センターがですね、今、管理委託を受けております女性の館についてのご質問でございまして、大枠につきましては市長の方から答弁をさしていただいたところでございますが、ご質問の中にごございました指定管理者制度そのものについての考え方等についてのご質問あったと思っておりますが、私なりの解釈を申し上げておきたいと思っておりますけれども。この指定管理者制度というのは、もうご承知のとおりですね、平成15年の9月の2日の日に地方自治法の一部改正がございまして、公の施設についてはですね、一般の、いわゆる株式会社その他第3セクター等も含めるなかでですね、民間の手法をもって管理を委託することができるという制度でございました。このことにつきましては小泉内閣発足後ですね、それぞれ我が国においては民間にできることは民間に、あるいは国から町へといったような流れの中で、公営組織の法人化、あるいは民営化ということも含めて、このような法改正がされたものだというふうに理解をいたしております。ただ、こういったなかでですね、3年以内、施行後3年以内にですね、完全にこれを実行すると

というようなことがございまして、わずか3年の間にですね、それぞれの施設についての指定管理者を定めるということでございました。何ぶんですね、特に、この南丹市におきましては合併という時期に重なっておりましたし、また、そうでなくてもですね、多くの自治体でこの制度については、この制度を実行していくなかで多くの課題が出ておったことも確かでございます。そういった意味で特にですね、地方におきましては、いわゆる公募が原則ということでございましたけれども、公募するというようなことにはほとんど至っていないで、それまでですね、従来から管理委託をしていた外郭団体等にですね、委託をしておるというのが実態でございまして、そういったことでもございまして、南丹市におきましても合併後のですね、18年6月の議会です、この件についての承認がされたというふうに思っておりますけれども、そういったなかでですね、特に、この女性の館につきましてはそれまで以来ずっとですね、情報センターがですね、財団が委託を受けてきたというようなこともございまして、そのままですね、財団が受けたという経過がございます。これは何も公募になじまない、合理的で特別な事情がある場合はですね、そういった特定のものを申請者として指定するというようになっておりましたから、法的には違反のものではございませんけれども、各地域でそれぞれそういった状況が生じていたということでございます。

そのことはさておきまして、女性の館につきましてはですね、先ほども議員からお話もございましたように、平成5年に女性の文化・創作活動が生き生きと学び輝ける場、そして女性のネットワークを広げる場として、建設をされたものというふうに聞いております。また、女性の多様なですね、能力開発、社会参画、また、社会活動のですね、促進を目指し、施設運営については開設当時よりですね、園部町女性の館運営委員会の皆さんを中心にですね、年間を通じて幅広い講座や、あるいは研修会の開催等に努めていただいております。今もですね、年々充実した内容等していただいておりますし、南丹市となりまして旧園部町域以外にですね、各旧町にもそれぞれ声を掛けていただいて、そして、内容の充実を図っていただいておりますということでございまして、私ども財団といたしましても運営委員会の長年のご苦勞にですね、敬意を表しているところでございます。

そんななかでございしますが、財団法人としましては指定管理者制度とすることです、施設の管理をさしていただいておりますけど、1年を経過するなかです、また、財団として指定管理者制度が平成20年3月をもってですね、この基本契約がですね、基本協定書が切れるというようなことがございまして、財団としてこれからですね、どうやっていくかということについては、日々ですね、協議を進めてきておったところでございます。そういったなかで、指定管理者として期待される施設の管理、事業の運営等ですね、検討を重ねておりましたけれども、女性の館につきましては先に申しましたように、事業運営も含めまして館の運営委員会がですね、これまでの経験を生かし、しっかりとこの市民の期待に応じて活動いただいておりますということでございます。そういった現状の中で、

センターとしては何をしとるんかということでございますが、センターとしてはその管理費用をですね、市から受け取りまして、そして、その支払をしておるといような状況でございまして、センターといたしましても、運営委員会の皆さん方がですね、初期の目的どおりこの自立をして運営をしていかれる、そういった形がですね、まさにこの女性の館については必要であろうというような日々の判断をしてきたところでございます。そういったなかで、運営委員会の皆さんの思いというのは、市の女性施策と相通ずるところがたくさんあるわけでもございまして、そういったなかでですね、南丹市総合振興計画が組まれてまして、南丹市におきましても女性政策、男女共同参画社会等のもので、位置づけが大きくされたところでございまして、その拠点施設としてですね、まさにこの女性の館というのがその一角を担われるべき、今までの過去のもので、活動等も勘案したなかで、その方がよりですね、女性の館が、今後、女性の皆さん方、また、館としてのですね、利用度も、また、施設としての位置づけも上がるものではないかという判断の下にですね、この件につきましては市の方に返還をして、市で直営でやられることが望ましいという提言をさせていただき、そして先ほどもございましたけれども、市としてもその決定を受けて、そして、市の直轄ないしですね、センターからの返還を認めるということに相成ったところでございます。

それともう1点、新聞記事等の報道の話がございました。

新聞の報道につきましては、私どもの、いわゆる財団の真意はそのまま伝わっていないというふうに私は思っております、この件につきましては直接ですね、運営委員会の皆さんからもお電話いただきましたし、そのことについてもお会いをしてですね、いろいろとお話をさせていただいたところでございますが、あくまでもですね、役員会等でのこの女性の館の指定管理者制度への返還につきましては、今、申し上げたことのみ理由でございまして、それ以外にないということをご明言をさせていただきたいと思っております。新聞のことですから、新聞記者さんおられますけれども、すべてがこのコンパクトの中ですね、反映されるというふうに思っておりませんし、この記事だけからとればですね、いわゆるセンターとしては、そのコスト削減やらサービスというものは女性の館の運営委員さんがしっかりとやっただけでありまして、そういったものをですね、そのセンターとして、いわゆるそういった向上等、サービスの向上等にですね、関わるべき立場にはないということの中でですね、こういった新聞報道になったのではないかなあというふうに思っております。

それからまた、市直轄となった場合どうするのかということでございますけれども、すでにですね、この女性の館の業務返上に関わりまして、館の運営委員の皆さんともお話をさせていただく機会もございまして、お話もさせていただいております。また、これからもですね、お話をさせていただくというようになっておりますけれども、今後はですね、先ほど申し上げましたように女性政策、あるいは男女共同参画社会等の実現の中で、市といたしましては担当部署きちっと決めてですね、そして、取り組んでいくというなかで、

企画管理部の中ですね、一緒にお話を伺っておるというのが、今後のことにつきましては一緒にお話を伺っておるというのが実態でございます。

以上、あとまた、ご質問がございますればお答えさせていただきますけど、現状で答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

森嘉三議員。

○議員（14番 森 嘉三君） それでは第2質問といたしまして、この市街地の問題で、あと残りが11億ということをお聞きしました。11億の内訳で、果たして本町の中心市街地がいくら使えるのかということ。これ見ましても市街地整備事業ですので、園部町も広うございます。いろいろと私も以前に駅前のこととか、いろいろと問題を出しておりますが、一向にその成果が上がってまいりません。その11億の中でどのように使っていて、そして、本町に対してはどれだけの資金が、基金が残るのかということはずいぶん本町についての基金の残額をお聞かせ願えたらと思います。

それと今、女性の館でございますが、女性の館、名前のとおり女性の館でございますが、今後は男女参画にすると、一般にその南丹市が使うということは、まず名前を変えるところから始まるように考えますが、それもお聞きしておきたいと思います。

それから女性の館に対しまして、管理料が、委託料が2年間で何ぼ出たかということがお聞きしたいのと、管理者になられて何べんあそこ行って皆と話をし、サービス向上に努められたのか、その回数も聞きたいし、どういう努力をされたのか、何もしなくて最後にそういうことで女性の人にそういうことを出されたのか。そして、新聞紙上でその誤解とかいろいろなことがあるとしても、新聞に出るといことは一般の市民がそのようにしか取りません。コスト削減、サービスの向上ができないということは、結局、一番組織としては聞きづらい言葉でございますが、中で運営委員の人が聞かれたら、そら大概頭にくると思います。それは言うたとか言わんとか、そういう細かい問題でなくて、新聞に出て、一般の市民が見たという、その問題だけでも大きな問題だと私は思っております。

それからもう一つ、補助金の問題でございますが、指定管理は議会もあとから承認、承認というか、その発表を聞いただけで理事者の発表も聞きました。ところが補助金の5,000万につきましては、私も議決の時に立った覚えがありますし、承認をしております。その5,000万について、それを何も議員に断りなしに南丹市へ渡すということを先に決められては、これ議会をどういうふうに見ておられるのか、私は軽視して、ちょっとなめられとんちやうかというような思いがしないでもないんです。それが議決を取って決めた補助金でございますので、ちょっとそれは問題が残ると思いますし、今日、皆議員がおりますので、また、全体会議でもしていただいて、その結果を聞きたいと思います。

それから都市計画税でございますが、30何億のうち1億2,500万をそれ一緒にして使ったと。その30何億はどこでどういうふうに使われたのか、一般の財源と一緒にして幅広く使われたのか、それとも、まちの中だけで市街地の中で30億使われたのか、そ

これらの問題をもう一度お聞きしたいと思います。

以上で、第2回目を終わります。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

仲村副市長。

○副市長（仲村 脩君） それでは市長の答弁もあろうかと思いますが、女性の館に関するご質問でございますので、これにつきましては私の方から先にお答えをしておきたいというふうに思います。

女性の館の管理費でございますが、2年間で約290万円でございます。また、館の女性の方々とのどのくらい会って、どのくらい理解しとるのかという話でございますが、回数については、今、確かなことは申し上げられませんが、女性の館に足を運びましたのはいろいろなイベント等がございましたとき、また、就任したとき、それからその後もですね、何回か話し合いに寄っていただいた経過がございます。また、日々のことにつきましては情報センターの職員等からですね、いろいろと活動状況についてお聞きをしており、一定の理解はさしていただいております。

次に5,000万円の取り扱いについてでございますけれども、5,000万円につきましてはですね、今回、市の方に返還をさしていただきたいという申し出をいたしました。といいますのも、今、申し上げましたように指定管理者制度につきまして、この来年のですね、3月30日をもってですね、指定管理者としないという決定を市の方からいただいたわけでありまして、それを受けまして、いわゆる残されました3ヵ月の間でですね、この5,000万を執行することは不可能と、事実上できないというなかでですね、一日も早く市に返還をさしていただいた方が有効的であろうというようなことで、申し込みをいたしておるところでございますけれども、おっしゃいましたように、議決を経て出てまいりました、受けました補助金でございますので、市からの返還請求をもってですね、お返しするということになりますので、それが出なければ返還はできないということでございます。

以上です。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

塩貝総務部長。

○総務部長（塩貝 悟君） それでは、ただいまのご質問のまちづくり整備基金の状況についての質問に対する回答をさしていただきたいと思いますが、市長から答弁をいたしましたように、12月、今現在の現在高につきましては11億4,000万円ということになっておるところでございますが、これにつきまして、市街化地域でいくら使えるかというご質問であろうというふうに思いますが、基本的には土地区画整理、あるいはまた、市街化の内環状線、あるいはまた、上本町の佛大線等々、そして、公園事業等にもですね、充当をしていくということでございますので、土地区画とその街路事業だけにいくらかということじゃなしに、この11億を使いまして公園等の整備も含め

ていきたいということでございます。ただ、この11億の中には、街中のにぎわい施設に関する基金という色づけにしておりますのが1億5,000万円あるのと、小山西の1,000万円という色づけがございますが、それ以外、それを除きましての金額につきましては、今、申し上げました土地区画、あるいはまた、街路事業、あるいはまた、公園事業等々に充当していくということで考えておるところでございます。

そして次のですね、都市計画税の関係でございますけれども、これもですね、18年度決算で申し上げますと、いわゆる街路事業、公園事業、下水道事業の繰り出し、それから都市計画事業に係る市債の償還金などの費用で、先ほど市長申し上げましたように30億ほどがあるわけですが、この費用に、いわゆる都市計画税は1億2,500万程度も入るわけですが、この1億2,500万程度を、この事業に充当しているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

森嘉三議員。

○議員（14番 森 嘉三君） その本町の区画整理に何ぼ使うかということは、全部使っても10億ですので、大体分かりました。

ただ女性の館でございますが、国際交流会館の国際学園都市センターは、あとまだ情報センターと国際交流会館と二つ残るわけでございます。三つあるなかの二つは残して理事長されて、一つだけもう辞められるということです。ほかの二つについてはそういうコスト削減やとか、サービス向上をしなくてもできるというわけですか。そこらの問題もちよっと聞いてみたいですし。その本当にコスト削減、女性の館を、今、それを指定管理というものから南丹市にいて、職員を入れて経営するということは、また、費用もかかることですし、逆行しとるようなふうにも聞こえますし。なぜ本当に女性の館を離されたかというのが、もうひとつ飲み込めない点もあります。南丹市にもっていくと、職員を雇って、もういっぺん一から男女参画でいろいろやるということになると、経費もかかりますし大きな問題やと思っております。指定管理というのんは、市がやると高くかかるから、民間とかそういうところへ任して、コストを下げるとというのが目的でございます。私、そこらの点がちよっと腑に落ちません。もうひとつちよっとゆっくり教えてもらわんと、ちよっと分かりにくい点やと思っております。ほんでその三つあって二つ残して、その理事長をして、一つは理事長辞めるというようなことが果たして、これ道理通るのかどうかと。もういっそのこと皆辞めはった方がよいぐらいやと思っております。そこらはちよっともう一辺はっきりちよっと教えて下さい。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） すいません、女性の館の件につきまして、財団との関係につきましては、後ほどまた、副市長から話があると思っておりますけれども。

その直営ということでございますけれども、管理上は私ども市の直営になるわけですが、

今日まで女性の館運営委員会の皆さま方のご尽力によって運営されとるとい、今日までの歴史があります。こういったなかで、その事業に携わっていただいております皆さま方と十分ご相談をさせていただきまして、こういったなかで、先ほど申しました市としても男女共同参画社会の構築というのは、たいへん大きな施策だというふうに思っておりますので、私どもの意見も言わせていただくなかで、こういった自主的に運営という形でできるのか、このことについては、もうすでに先ほどの答弁でもありましたように話し合いを始めさせていただいております。こういったなかで、より良きものにしていきたいという将来展望の中でやってまいりますことを、ご報告をさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

仲村副市長。

○副市長（仲村 脩君） 指定管理者制度そのものについてでございますが、先ほど少し申し上げた経過がございますけれども。指定管理者制度自体は、確かに議員のおっしゃるように経費の節減、これは大きな一つの目的であります。ただ、それだけではございませんで、いわゆる公の施設の管理をですね、民間に任せて、そして、その民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上も図っていくということ、大きな一つの考え方の中にあるというふうに思います。先ほども新聞記事もそうでございますけど、どうもこの経費削減とかコスト削減ということばかりがですね、本来指定管理者制度でうたわれたことでございますので、その辺が全面に出たためにこういった記事になったのかなという思いもありませんけれども、実は先ほどから申し上げますように、この女性の館につきましてはですね、ほかの施設と違って、設立された当初からですね、運営委員会というのがございまして。そして、設立目的に沿った活動をしっかりとやってきていただいております。言わば受け皿としてのですね、機能は十分あるわけで、そういった団体があるわけがございますね。だからそことですね、市とが一緒になられてやられる方がですね、より施設の目的も、そして活動の目的も、そして住民の皆さんのサービスも向上できるのであるというなかでですね、市の方へお返しをするということで決めたところでございます。

また、財団といたしましても、実は先ほどもお話がございました、どんな努力をしとらんかというお話がございました。先ほども少し申し上げましたけども、財団が受けておりますこの委託、指定管理者制度の委託もですね、来年の3月に切れるわけであります。そういったなかで、本来市なり市民の皆さんが期待をされておられる、そういった指定管理者となるためにですね、今、一生懸命努力をいたしております。特に情報網につきましては、南丹市の情報基盤整備事業が進むなかでですね、今まで園部町だけでございましたCATVでありますとかインターネットサービスがですね、全市に広がるわけでございまして、これをこの財団で受けていくと。そのためにどうするか、組織も含め、そして、いろんな形の中です、日々努力をしております。そして、来たる4月の来年の4月にはですね、新たな指定管理者として指定をいただくように努力をしておりますということを申し添えてお

きたいと思います。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、森嘉三議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

2時40分から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

午後2時26分休憩

.....

午後2時40分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に13番、矢野康弘議員の発言を許します。

○議員（13番 矢野 康弘君） 13番、矢野康弘でございます。

今、議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

今、お2人の議員が同じ質問のあとでございますので、一部省略しながら差別落書きについて質問いたしたいと存じます。

3ヵ月の間に4回も連続して差別事件が起こったことは、本当に、誠に残念でならないところでありまして、また、見過ごすことのできない極めて悪質な事件であります。誠に憤りを覚えるところでもあります。こうした事件には何らかの背景、あるいは土壌があって、その不満を差別落書きに表現しているように思われるのであります。旧八木町にも水利権の問題があったと聞いておりますが、どうした不満があったのか、また、JRの吉富駅やJRの八木駅の事件はその背景にあるものは何か、こうした事件が起こるのはなぜか、市長の所見をお伺いいたしたいと思います。

人権の問題は憲法第14条に、すべての国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により、政治的、経済的、または社会的関係において差別されないことあり、同和対策審議会答申もこれを未解決に放置することは断じて許されないと、そして、早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であると言ったのであります。こうして33年間の事業法は地域を大きく変貌させ、そして、道路や住宅整備など大きな成果を挙げて終了いたしましたところでもあります。また、旧園部町では地域の一体性の中で同和対策事業をもって、まちづくりに大きく貢献したところでもあります。こうして事業は終わっても、こうした心理的差別はこうして、今なお、厳然と残っているのであります。そして、特別措置法が終わる前の平成8年、地域改善対策協議会の意見具申に基づいて、教育・啓発の推進に関する法的措置の検討をすることになりまして、人権教育・啓発推進法が恒久法としてできたのであります。その第5条に地方自治体の責務があります。人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、または実施する責務を有するとあり、こうして行政責任を明確にしているのであります。また、今回の事件で市長は今後、どう対応しようとされているのかお伺いいたします。

また、同和問題は言うまでもなく、児童虐待があったり、女性の人権上の問題や、あるいは高齢者に関する人権上の問題、障害のある人に関する人権上の問題、そして、外国人

の人権上の問題など、いろいろな問題があるわけではありますが、一方、内閣府がこの8月の25日に人権擁護に関する世論調査を実施し、その結果を発表いたしました。4年前より42%も人権侵害が多くなってきたといわれております。こうした状況を考えるときに、人権を侵害されたときに被害者を救済する方策が必要であります。現在、人権侵害救済法の制定が論議されておるところであります。人権侵害救済法の制定について、市長のお考えをお伺いいたします。

また現在、南丹市の人権政策確立要求実行委員会について、市長はどのように対応されるのか、お伺いをいたします。

その次に、第2点目でございますが、農業問題についてお伺いいたします。

平成19年の米価が大幅に下がり、5,000円の原価を切るところまで下がってまいりました。こうしたものは農家の生産意欲を減退させるだけでなく、放棄田をいっそう促進すると存じます。水田は一旦放棄すると、元へ戻すことが困難になり、水路や周辺地域に悪影響を及ぼす状況にあります。政府は大規模農業を推進しておりますが、この南丹地方には農業公社等に委託している水田もありますが、集落営農組合を結成して農地を守ろうとしている地域もあります。政府の品目横断的経営安定対策事業は、集落営農組合の南丹市の限度面積が15.6haとなっております。中山間地域のこうした地方には相当広い面積であり、なかなかその面積まで達しない状況であります。こうしたものに該当しないと全く補助金はありませぬし、非常に厳しい経営状況にあります。こうした厳しい状態の営農組合に、南丹市も営農支援として限度額の緩和等いろいろと下支えをお願いしたいところであります。現在、政府と自民党では地域の実態に即した面積要件の緩和や米価対策などを緊急に実施するようではありますが、まだ具体的にはなっておりません。一方、水田の集積化がまだ進んでいない個人経営の地域が多くあります。こうしたものは、今までに購入した農機具が使用できたり、高齢者がまだ農作業ができたりするため、一挙にできないと思うものであります。こうしたなかで1ha以下の採算を考えずに農地の荒廃を防ぐために農業に従事している農業者にも、南丹市として何らかの下支えの営農支援が必要であろうと存じます。市長のお考えをお伺いしたいと存じます。

一方、米価が下がったなかで水田の管理も厳しいものがあります。水路について、大西井堰では約40haの水田に川辺地区の一部と元桐地区の一部の水田に送水しておるところであります。これは日吉町の田原川や大堰川の大向橋下流の大西井堰から取水しており、先祖の人たちが筆舌に尽くし難い苦勞をして隧道を掘り、そして、水路を開削して延長7km以上もある水路によって送水しているのであります。こうした長い水路ほど修理が多く、また、洪水のたびに水路が埋没し、また、水路が古くなっておりまして傷みがひどい状況であります。そしてまた、その上に獣害もあるわけであります。こうしたなかで水路の修繕に役員が懸命に行っておるところであります。修繕費の補助金が、現在、南丹市土地改良事業費の限度額が50万円であり、こうした金額では到底修理や維持ができない状況にあります。水利費の引き上げも検討しておるところであります。米価が下がっている

なかで、農家の負担が増加することはより厳しい状況になるわけであります。農家の負担軽減のために農地を守るためにも、倍額以上の引き上げを要請するものであります。市長の所見をお伺いしたいと存じます。

以上であります。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、矢野議員のご質問にお答えいたします。

まず、差別落書きにつきましての件につきましてご質問をいただきました。

誠に大きな怒りをもってこの事件、受け止めております。こういったなかで、その背景にどのようなことがあるのか、当然、その犯人がまだ特定されていない状況でございますので、目的・動機・背景といったことを推測するというのはたいへん難しいことがあるわけでございますが、ただいま議員おっしゃっていただきましたように、差別意識を根強くもつ犯人が自らの不満の捌け口を書いたのではないかということは、予測されるようなことだというふうに考えております。そういったなかで私ども南丹市といたしまして、ご質問の中にもございましたように、このあらゆる差別の廃絶というのは行政にとっても大きな責務であるというふうに考えておりますし、また、こういった差別落書きが発生するという背景には、差別がまだ解消されていないという証左であるというふうに認識をいたしております。こういったなかで市といたしましては、市民お一人おひとりが絶対に差別を許さないという共通認識を深めていただくために、啓蒙への取り組みを強めていかなければならないという決意をいたしておるところでございます。先のご質問でも申し上げましたが、南丹市人権教育・啓発推進協議会の皆さま方と連携を図りながら、人権意識の高揚を図るための施策として人権教育指導者の育成、また、市民の皆さま方を対象にした講演会、企業や事業所などにおける研修会の実施等、あらゆる手段を用いて、この啓発の推進に努力をしていきたい、このように考えておるところでございますので、ご理解、また、ご協力を賜りますように、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

また、この人権侵害につきまして、先ほどアンケートと申しますか、その結果も発表されましたが、たいへんあらゆる人権の問題、大きなものになっておるといふたいへん悲しい事態であるということは遺憾に堪えないわけでございますけれども、こういったなかで、平成14年に人権擁護法案が提出されましたが廃案、自然廃案ということになってしまいました。そういったなかで通常国会での再提出に向けて、準備が図られているというふうにお伺いをいたしております。今日まで法的に差別を禁止し、人権を侵害されました被害者の救済を図ることを法的に行うことは必要であるというふうに考えておりますので、私自身もこの制定の期待をいたしておるところでございます。

また、人権政策の確立要求実行委員会の状況につきましてでございますが、ご承知のように今日まで、この南丹船井地域と申しますか、船井郡合併前から6町の中でこういうお取り組みがされてきたわけでございます。こういったなかで京丹波町との連携は、私はこ

のこれまでの経過を考えるなかで欠かせないものだというふうに考えております。京丹波町さんの意向も十分踏まえて、今も協議をしておるわけですが、今後ともその協議を進めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。何はともあれ、この人権侵害の事象が発生したことを深く受け止めながら、この人権を擁護するまちづくりの推進にこれからも努力をいたしたい、このように決意をいたしておりますので、市民の皆さま方のご理解や、また、ご尽力、ご協力賜りますように、この場をお借りしてお願いを申し上げる次第でございます。

次に、農業問題につきましてのご質問をいただきました。

米価の問題、たいへん厳しい状況ということ、農家さんからも私もよくお伺いしております。こういったなかでご承知のとおり、今年度から品目横断的経営安定対策、また、農地・水・環境保全向上対策、それから米政策の改革推進対策、これがスタートしたわけですが、当市におきましては、この品目横断的経営安定対策につきましては市内で8人の認定農業者、また、九つの集落営農組織が加入をさせていただいております。ご指摘をいただきましたように、経営規模が15.6ha以上ということでたいへん厳しい内容でございますが、地域の生産調整の過半を受託する場合には、組織は4.2ha以上でも可能であるということで、南丹市におきましては麦を受託されておる8組織が加入済みという状況になっております。また、農地・水・環境対策におきましては、2階部分での営農活動におきまして水稻への助成措置、生産調整においては産地づくり交付金として麦・大豆等への助成措置があるのもあります。ただ、いずれにいたしましても、品目横断的経営安定対策、加入要件が厳しいというのは現実でございます、こういう声を受けまして国におきまして、今、担い手となるための面積要件の緩和だとか、また、対象作物の拡大、支援対象の特認権限を知事から市町村に移そうじゃないかといったようなことが論議をされておると、いわゆる幅広い農家が支援を受けやすくしたい考えというふうなことが報道でされとるわけですが、ただいまご質問の中でもいただきましたようなご意見を、私どもも国・府に強く訴えていきたいというふうに考えておりますし、また、これらの対策に参画しようという組織に対しましても、私どもご指導や、また、支援等を行っていききたいというふうに考えておるところでございます。本当にこの農地保全ということは集落の振興にもつながるわけですし、たいへん大きな課題であるというふうに受け止めておるわけでございます。しかしながら、この制度の変革によりまして、小規模農家に対する対応等がたいへん難しい状況にもなっております。こういったこともご意見を踏まえながら、努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また今、土地改良事業費の関係につきまして、ご質問をいただきました。

それぞれ水路の管理等、関係農家の皆さん方をはじめとして、関係の皆さま方が日々ご尽力をいただいております、また、こういった地域農業の状況の中で厳しい状況であるということは私もよくお聞きしておるわけですが、今、この土地改良助成事業につきましては田んぼ、それから用排水路、農道の改良、補修につきまして、5万円以上5

0万円以内を対象事業費として、50%を市単独補助として補てんさせていただいておるということでございます。市全体でも18年度で55件、補助金額が825万円というふうな交付をさせていただいておる実態でございます。倍額以上というふうなご要請を、今、いただいておりますわけですが、現在の財政状況を考え合わせますと、たいへん補助基準の上乗せというのは厳しいような状況であります。そういうような状況の中ではございますけれども、限られた財源の中で地域要望に応じていきたいというふうにご考えておるところでございますし、また、国や府の補助制度につきましても、お願いをしていきたいというふうにご考えておるところでございますので、今後とも、また、ご指導やご協力を賜りますように、お願いを申し上げますと答弁いたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

矢野康弘議員。

○議員（13番 矢野 康弘君） 今、答弁をいただきまして、一応、了解したわけですが、南丹市人権政策確立要求の実行委員会、今、本当にほとんど動いていない状況でありますので、ぜひとも動かしてほしいと。そして、先だって市長さんとの話し合いの中で、先頭に立って対応するというお話を聞いております。先頭に立っていただければ、やっぱり会長になって、積極的に推進していただきたいなあというふうに思う次第であります。

そしてもう一つ、南丹市人権教育・啓発推進協議会も現在、委託しておりますが、人任せにすることなく、自ら会長になって頑張っていたきたいなあという思いをいたしておるところであります。

そして、南丹市の行政責任の中で、主体的になって欲しいなあという思いであります。といいますのは、先だっても南丹市人権教育・啓発推進協議会にいろいろと相談を持ち出されておったところですが、やっぱりああいうものは南丹市が主体的になって、やっていくべきであろうと思います。文書は文書で南丹市でそれなりに、相談はあってもいいわけですが、一つのことで止まってしまうことのないように、ぜひとも主体的にやってほしいなあという思いでいっぱいあります。

そしてもう一つは、人権啓発について、市民課と教育委員会で行っておるところですが、同じ内容でありまして、ほとんど非常にどっちへ行ってもよいのか分からんような分かりにくい組織であります。この辺、統合を含めながら、その辺を検討していただきたいなあという思いをもっておるところであります。

そして、農業問題であります。とにかく大西井堰の分については非常に深刻であります。ぜひとも何らかの対応を、そして、ある程度引き上げていただくように要請をしておきたいと思っております。市長のお考えをお伺いいたします。

そして、教育委員会の方でございますが、人権教育・啓発推進協議会の対応が誠に遅いんであります。といいますのは大体年度でありますので、3月に終われば4月に決算をして、事業計画をしてもらえばよいんですが、遅れても、せめて5月頃にやってもらえばええ

えわけであります、実際にやったのは7月が総会であります。そして、事業計画が決定したのが9月であります。そしたらもっと早くやっておけば、もっと研修会も早くできるし、もっと多くできると思いますが、誠に遅い状況であります。そしてもう一つは事務局の、私たちも依頼にいったわけではありますが、事務局の相手方に、もうちょっとしっかりした打ち合わせをしないと欲しいなというふうに思いますので、その辺をお願いしたいと思います。教育長の所見をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず、人権啓発・教育の課題につきまして、ご承知のとおり4町それぞれの中で形が違ったわけがございますけれども、合併後、多くの市民の皆さま方のご理解や、また、ご関係の皆さま方のご尽力を賜るなかで昨年秋に、人権教育・啓発推進協議会設立をいただいたわけがございます。こういったなかで、当然、この人権啓発、私も行政といたしましても責任があるわけがございますし、努力をしていかなければならない、しかし、これは行政だけでやれるものじゃない。こういった観点からこの協議会の設立をいただき、行政としてもこの連携を強めるなかで様々な関係団体とも連携を強めるなかで、この施策の推進に努力をしていきたい。市民の皆さん方とともに、正に協働の思いでこの取り組みをしていかなければならないという観点において、取り組みをしておるわけがございます。今後ともこういったことを続けていく所存でございますが、私自身もその思いを持って、この協議会の皆さん方をはじめ市民の皆さん方と共に力を合わせて努力をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 南丹市の人権教育・啓発推進協議会の事務局を預かっている立場でお答えをさせていただきたいと、このように思います。

18年の11月にそれぞれ団体、あるいは関係者のたいへんなご尽力の中でこの組織を立ち上げていただいて、そして、運営をしていただいている状況がございます。議員ご指摘のような状況で、組織の運営の円滑な推進というような状況で、それぞれの関係者との調整と、あるいは打ち合わせ等それぞれ積極的な推進に心掛けて、より活発な運営になりますよう努力してまいりたいとこのように思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、また、職員の状況についても消極ではなかったとは思いますが、打ち合わせで、やはりきめ細かさというような状況が大事であったかなと、このような状況で、やはり職務のあり方につきましても、やはりご指摘のような状況を一つの教訓としまして、職務に精励をしてまいるように指導したいとこのように思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

矢野康弘議員。

○議員（13番 矢野 康弘君） 今、申し上げたこの人権啓発の担当課のことでありますが、市民課と教育委員会で現在、行っておりまして、どちらがどちらに言うてよいのやわからんような状況でありますので、その辺のことについて市長の回答をいただきたいと思います。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） この協議会の事務局といった面、また、市長部局と教育委員会部局ということで、市民課、また社会教育課と両面でということでこの担当させていただいておるのが現実でございますが、そういった運営上の課題につきまして、それぞれご意見を賜るなかで、今後、調整をしていかなければならないという課題もあると思いますので、今後とものご指導や、また、ご意見を賜りますように、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

以上で、矢野康弘議員の質問が終わりました。

○議長（高橋 芳治君） 本日はこの程度といたします。

明日、12月12日、午前10時より再開して、一般質問を継続いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さんでした。

午後3時10分散会
